

# 「こうのとりのゆりかご」第4期検証報告書

熊本市要保護児童対策地域協議会  
こうのとりのゆりかご専門部会

平成29年9月



## 目次

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について .....	1
<b>第1章 ゆりかごについて</b>	
1 ゆりかごが設置されるまでの経緯 .....	3
(1) ゆりかごの構想	
(2) 医療法上の許可	
2 ゆりかごの仕組み .....	3
(1) ゆりかごの設備と運用	
(2) 慈恵病院内での初期対応	
3 関係機関での対応 .....	6
(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応	
(2) 熊本市児童相談所での対応	
4 現在のドイツの状況 .....	8
(1) 内密出産法の施行	
(2) 内密出産法の評価報告書の公開：【新規項目】	
(3) 評価報告書公開後の動き：【新規項目】	
5 ゆりかごをめぐる主な動き .....	10
(1) 主な動き	
(2) 法改正等の動き：【新規項目】	
ア 児童福祉法の改正	
イ 養子縁組あっせんに関する法律の制定	
ウ 子育て世代包括支援センターの法定化	
(3) 関西におけるこうのとりのゆりかご設置の動き：【新規項目】	
(4) 新しい社会的養育ビジョン：【新規項目】	
<b>第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景</b>	
1 ゆりかごの預け入れ状況と背景 .....	15
(1) 預け入れ時の状況	

ア	預け入れられた子どもの人数および頻度	
イ	子どもが預け入れられた曜日と時間帯	
ウ	子どもの性別と年齢	
エ	子どもの健康状態と身体的虐待の有無	
オ	病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り	
カ	遺留品	
キ	父母等からの事後接触	
(2)	家族等の状況	
ア	父母等からの居住地	
イ	母親の状況	
ウ	父親、きょうだいの状況	
(3)	預け入れの経緯	
ア	出産の場所	
イ	子どもを預け入れに来た者	
ウ	主たる移動（交通）手段	
エ	ゆりかごに預け入れた理由	
2	ゆりかごの預け入れ状況の特徴 .....	23
(1)	預け入れ時の状況	
ア	預け入れられた子どもの人数	
イ	預け入れ前の家族等への相談について	
ウ	預け入れの理由について	
エ	乳幼児の預け入れ事例について	
オ	子どもの健康状態について	
カ	障がいのある子どもの事例について	
(2)	家族等の状況	
ア	親の判明について	
イ	子どもの父親、きょうだいについて	
ウ	その他	
(3)	預け入れの経緯	
ア	自宅出産等（孤立出産）事例について	
イ	遠距離の移動について	
(4)	ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧	
3	預け入れられた子どものその後の養育状況 .....	30
(1)	身元が判明した事例	
ア	判明事例における養育状況	

- イ 養育状況の推移
- (2) 身元不明の事例
  - ア 不明事例における養育状況
  - イ 養育状況の推移

### 第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

1 慈恵病院での相談対応の状況 .....	39
(1) 相談対応の実績	
ア 相談件数の推移	
イ 相談者の居住地域	
ウ 相談方法、相談時間帯	
エ 相談者の状況	
オ 相談内容及び対応状況	
(2) 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）	
(3) 相談事例での特別養子縁組の状況	
(4) 慈恵病院における相談及び事例の特徴	
2 熊本県・熊本市での相談対応の状況 .....	44
(1) 相談対応の実績	
ア 相談件数の推移	
イ 相談者の居住地域	
ウ 相談方法、相談時間帯	
エ 相談者の状況	
オ 相談内容及び対応状況	
(2) 行政への相談の特徴	

### 第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題 .....	49
(1) 公的相談機関のあり方について	
(2) 妊娠・出産期からの支援体制について	
(3) 妊娠・出産に対する意識・理解について	
(4) 子どもの父親の当事者としての自覚について	
2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性 .....	51
3 ゆりかごの運用面と対応における課題 .....	52

(1) 慈恵病院での対応	
ア 施設の運用、初期対応について	
イ 幼児の預け入れ事例について	
ウ 預け入れた者との面接、身元判明について	
エ 防犯カメラの設置について：【新規項目】	
(2) 特異な預け入れ事例等について	
ア 多くの危険な状況が見られた事例について：【新規項目】	
イ 障がいのある子どもの預け入れ事例について	
(3) 児童相談所及び関係機関の対応	
ア 保護者を探す努力について	
イ 就籍手続きについて	
(4) 預け入れ状況等の公表について	
4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題	55
(1) 児童相談所での保護・援助について	
(2) 子どもの健全な成長の確保について	
(3) 家庭引き取りにおける措置解除の判断について	
(4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について	
ア 里親制度について	
イ 特別養子縁組について	
ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について	
エ 養子縁組あっせん事業について	
5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について	57
6 出自が不明であることの課題について	58
(1) 子どもについて	
ア 子どもの出自を知る権利について	
イ 子どもの成長等について	
(2) 父母について	
(3) 行政の手続きについて	
7 国外からの預け入れにおける課題：【新規項目】	59
8 ゆりかごが誤解されている側面：【新規項目】	59
(1) 「匿名性」について	
(2) 預け入れ後の子どもの居場所について	
(3) 養子縁組について	

## 第5章 ゆりかごへの評価

I 個別評価 .....	61
1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価 .....	61
(1) 出自を知る権利の保障の面からの評価	
(2) 生命の保障、生命・身体の安全の確保からの評価	
(3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価	
(4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価	
2 公的機関の対応の面からの評価 .....	64
3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価 .....	65
II 10年の運用から見えた総括的評価：【新規項目】 .....	66

## 第6章 今後の対応策 —各機関への要望— .....

- 1 慈恵病院に対する要望
- 2 熊本市に対する要望
- 3 国に対する要望
- 4 全国の行政・関係機関に対する要望
- 5 マスメディア関係者に対する要望
- 6 地域社会の人々に対する要望

## おわりに .....

委員名簿 審議経過

## 【資料編】

資料 1	「こうのとりのゆりかご」の預け入れ状況に係る統計資料 .....	77
資料 2	妊娠に関する悩み相談 3 機関比較 .....	90
資料 3	相談窓口広報カード .....	107
資料 4	慈恵病院ホームページ .....	108
資料 5	短期的検証で述べられた主な意見一覧 .....	117
資料 6	平成 28 年度熊本地震からの復旧・復興 及び 平成 30 年度の重点施策に関する国への要望 .....	119
資料 7	望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への十分な対応を はかる体制整備に関する指定都市市長会要請 .....	122



## 序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたもので、本年度で10年目を迎えている。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進められた。熊本市が熊本市要保護児童対策地域協議会の中に設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、6か月に1回（平成26年度までは3か月に1回）主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに1年に1回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成19年11月以来重ねられた審議を経て、平成21年11月26日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』として取りまとめられた。

その後、平成22年4月1日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成19年5月10日から平成21年9月30日まで（以下「県検証報告書（第1期）」という。）の検証、熊本市の平成21年10月1日から平成23年9月30日まで（以下「第2期」という。）の検証及び平成23年10月1日から平成26年3月31日まで（以下「第3期」という。）の検証を踏まえ、検証期間平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（以下「第4期」という。）の3年間に預け入れられた29事例について、半期ごと（平成26年度までは四半期ごと）の短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、平成26年3月31日までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成29年3月31日までの約10か年の期間における全130事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

今回の検証にあたっては、これまでの検証報告書との継続性を図り、比較検証が可能となるように、当初からの検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、【新規項目】と表記している。

加えて、自宅での出産について、本報告書においては、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。

## 第1章 ゆりかごについて

### 1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

#### (1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、熊本市島崎（現在 熊本市西区島崎）にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「このとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、早くから胎児や子どもの命を守るための取り組みを行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取り組み等を参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

#### (2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」等を中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

### 2 ゆりかごの仕組み

#### (1) ゆりかごの設備と運用

ゆりかごの施設は、平成23年1月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

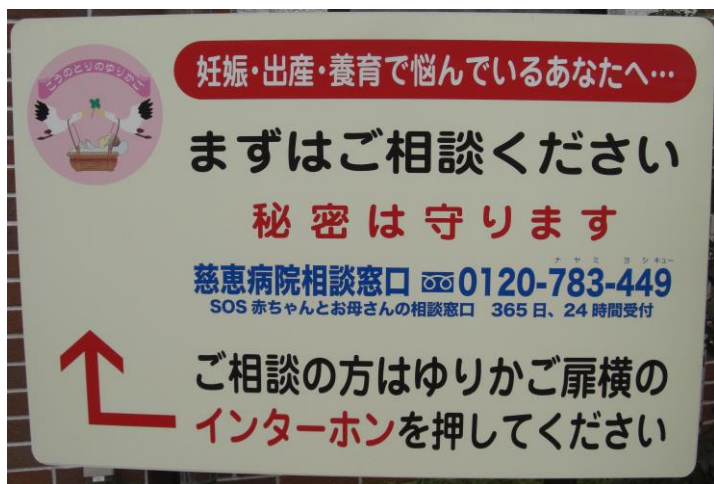
屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、そこにいる職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、子どもを預け入れる前に相談を促すために、ゆりかごへの経路上には親に相談を呼びかける内容の案内板（図1-2）が設置されている。また、ゆりかごの扉の横には、インターホンとともに「赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-3）が設置されている。加えて、より子どもを預け入れる前の相談に繋がるように平成25年7月にそれぞれの看板には、「秘密は守ります」と相談の機密性について追加表記された。

【図 1-1 : ゆりかごの外観 平成 29 年 9 月 19 日撮影】



【図 1-2 : ゆりかごへの経路上に設置された案内板  
平成 26 年 5 月 20 日撮影】



【図 1-3 : ゆりかご扉右壁面部分の案内板  
平成 29 年 9 月 19 日撮影】



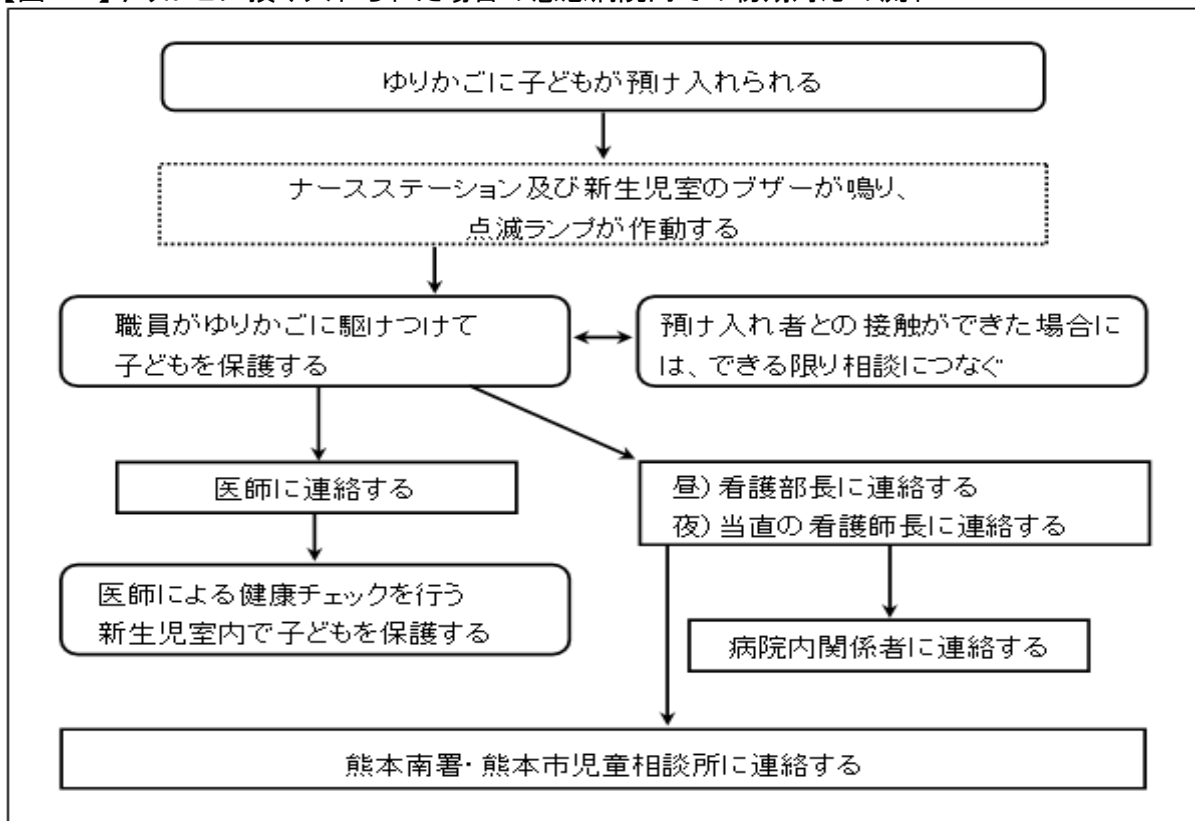
また、病院のホームページには、『『このとりのゆりかご』は“小さいのちを救いたい”という思いから生まれました。本来は、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です。』と記載し、妊娠・出産・育児等についてさまざまな悩みを抱える母親や、その周辺の方々の悩みごとを聞き、一緒に考え、解決することを目的として、相談業務と一体になった運用を前面に出している。病院は平成 25 年にホームページをリニューアルし、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等を詳しく掲載（資料編 P. 77～P. 116）している。

(2) 慈恵病院内での初期対応（【図 1-4】参照）

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下「熊本南署」という。）、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談に繋いでいる。

預け入れられた子どもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなる。なお、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

【図 1-4】ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ



### 3 関係機関での対応

#### (1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪等、「事件性」がないか確認する。子どもの身元が分からない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、子どもの身元が分からない場合、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

#### (2) 熊本市児童相談所での対応（図 1-5 参照）

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。以前は、おおむね生後 5 日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われ、生後 5 日を超えている安定した状態と判断される新生児及び 2 歳未満の乳幼児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日、遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられていた。また、おおむね 2 歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となっていた。

しかし、預け入れまでどのような状態で養育されていたか不明の子どもを、多くの子どもが生活している施設へ措置することにより、預け入れられた子ども及び施設の子どもの健康の安全管理に関する不安が問題となっていた。また、預け入れに来た保護者が判明している場合、保護者の居住する児童相談所へ移管することとなるため、短期間で子どもの身柄の移動による子どもの心身への負担が問題となっていた。

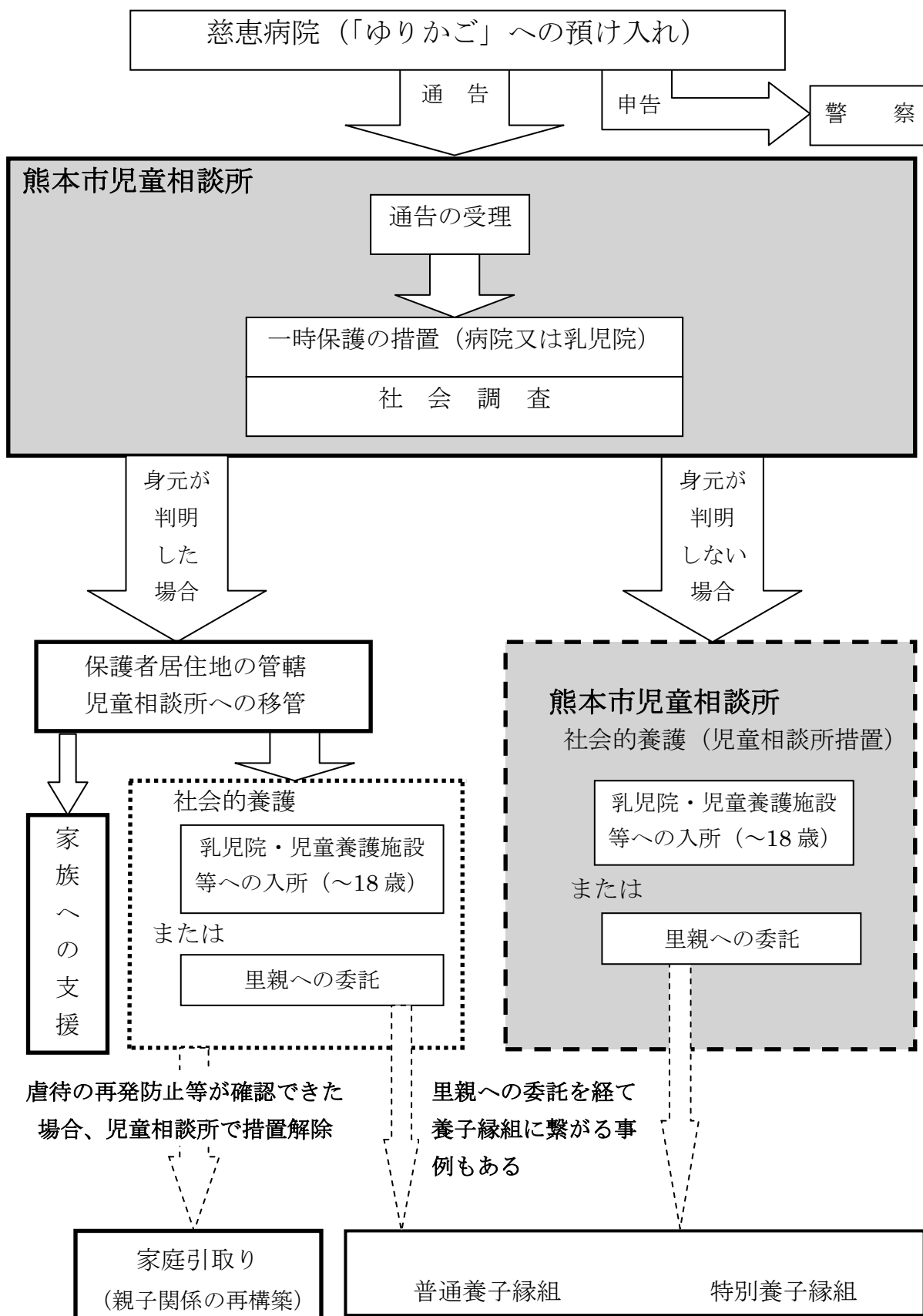
そこで、この措置について病院と協議し、平成 26 年 1 月から預け入れられた子どもが感染症等の恐れがないなど健康面から安全等が確認されるまで、また、保護者の居住する児童相談所への移管までの期間が短い場合は、そのまま 1 週間から 2 週間、慈恵病院へ委託一時保護を行うよう変更された。預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境等を把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取り扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設等への入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しが無い場合は、民法に基づく特別養子

縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5 : ゆりかごに預け入れられた子どもの措置援助等のフローチャート】





#### 4 現在のドイツの状況

慈恵病院が、ゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツの取り組みは、現在、次のような状況である。

##### (1) 内密出産法の施行

ドイツでは2014年（平成26年）5月に「内密出産法（妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行された。内密出産とは、妊娠と出産のことを周囲に対して守秘しながら、困難な状況にある妊婦に必要な医療的手当を与え、出産後に子どもを養子に出すことを可能とする制度である。また、妊婦は妊娠相談所にのみ身元を明かし、子どもには16歳になってから生みの母の情報を閲覧可能とすることによって、子どもの出自を知る権利の保障が配慮されている制度でもある。

本法律の導入の背景には、1999年（平成11年）以降設立されてきた、法的にグレーゾーンなまま運営されているベビー・クラッペ<sup>1</sup>をはじめとする匿名による子どもの委託の諸制度（匿名出産、子どもを匿名で引き渡せる制度を含む。以下「ベビー・クラッペ等」という。）の代わりとなり得る合法的な制度を創設する、という立法者の狙いがあった。

また、本法律によって内密出産が可能となったものの、本法律の主目的は、困難な状況にいるために妊娠していることを隠す女性に、正規の支援制度への道を開くことにある。具体的には、「困難な状況にいる妊婦」（Schwangere in Not）という名称のホットラインの設置、ホームページ（[www.geburt-vertraulich.de](http://www.geburt-vertraulich.de)）における情報提供、広範囲の啓蒙キャンペーン等があり、それらを通して相談の利用を促進する中で主に考えられているのは、妊婦の決断の過程に専門のスタッフが寄り添うことである。この妊婦への支援は二段階に及ぶ相談コンセプトに従って行われる。第一段階における相談では、子どもと共に生きる道を探り、生活状況等の問題を解決し、行動の選択肢を広げることを目指している。しかし、この相談の中でさまざまな支援制度が紹介されるにも関わらず、本人が匿名性を放棄することができない、あるいはしたくない場合のみに、第二段階として、内密出産を目的とした相談が始まる。その際は子どもの出自を知る権利及び父の権利についても説明される。<sup>2</sup>

##### (2) 内密出産法の評価報告書の公開 【新規項目】

2017年（平成29年）7月には、ドイツ連邦家族省が本法律施行3年後の評価報告書<sup>3</sup>を公開した。その中で、本法律がもたらした効果について次のことを明らかにしている。

・本法律によって内密出産制度と同時に強化された全国にわたる相談体制は、困難な生活状況に置かれている女性にとって利用しやすく、十分に受け入れられている。その多くの場合は内密出産に至らず、女性に合法的な支援制度への手引きをすることにより、子どもと一緒に生活、あるいは通常の養子縁組への道を開くことができている。

<sup>1</sup> ドイツにおける制度の名称。慈恵病院が「このとりのゆりかご」を設置する際の参考とした。

<sup>2</sup> ドイツ連邦家族省評価調査9頁（脚注3参照）

<sup>3</sup> ドイツ連邦家族省（編）『妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』2017年7月

<https://www.bmfsfj.de/blob/117408/478c56ffffc1645cdbf850bf7157ac72/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf>



・2014年（平成26年）5月の本法律施行から2016年（平成28年）9月までの間の内密出産に関する相談は1277件であり、その内の249件が内密出産に至った。

・本法律がなければベビー・クラッペ等が利用されたであろう総件数の41.9%のケースにおいて、内密出産がベビー・クラッペ等の代わりに利用されたのではないかとドイツ連邦家族省は推測している。内密出産制度導入後、ベビー・クラッペ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）が減少したことも本法律のもたらした効果であるという。

・内密出産制度導入後も引き続きベビー・クラッペ等を提供している施設のほとんどは、内密出産に関する相談を自分の相談体制に取り入れている。

### （3）評価報告書公開後の動き 【新規項目】

内密出産制度に関する同評価報告書の公開は、ベビー・クラッペ等についての議論を改めて盛んにした。ドイツ連邦家族省は同評価報告書をもって内密出産制度の導入を成功と見なしているが、当面ベビー・クラッペ等に関する現在の対応の見直しには言及していない。

ベビー・クラッペ等を提供している団体の多くは、内密出産制度を肯定的に評価しているものの、（絶対的な）匿名保持を希望している女性のニーズを理由にベビー・クラッペ等を存続させている。一方で、本法律の有用性を契機として、2009年（平成21年）にドイツ倫理審議会が勧告<sup>4</sup>したベビー・クラッペの廃止を求めている団体もある（例：pro familia 福祉支援団体<sup>5</sup>等）。

また、関連分野の専門家の一部もベビー・クラッペ等の存続に対して異議を申し立ており、内密出産制度が定着したこと及び新たな研究成果等を受けてベビー・クラッペ等の再考を求めている<sup>6</sup>。

なお、ドイツ連邦家族省は、ベビー・クラッペの全国の数も93か所と見なしている（2016年（平成28年）6月現在）。その大半は病院に、一部は修道院や教会関係の施設などに設置しているという<sup>7</sup>。

【執筆者：国立大学法人 熊本大学 文学部 准教授 トビアス・バウアー氏】

<sup>4</sup> 2009年（平成21年）11月、ベビー・クラッペ等の制度の廃止を勧告し、さらにその勧告で「内密出産制度」が提案された。また、「ベビー・クラッペ」・「匿名出産」は法令違反であることを指摘した。

<sup>5</sup> pro familia 連邦本部『内密出産法は有効である—今、さらなる措置が必要である』2017年7月24日

[https://www.profamilia.de/fileadmin/profamilia/pressemitteilungen/pm\\_vertrauliche\\_geburt\\_2017-7-24.pdf](https://www.profamilia.de/fileadmin/profamilia/pressemitteilungen/pm_vertrauliche_geburt_2017-7-24.pdf)

<sup>6</sup> U.ブッシュ、C.クレッル、A.ウィッル（編）『親が（当分）分からない—ドイツにおける匿名出産と内密出産』2017年、ベルツ・ユベント出版

<sup>7</sup> ドイツ連邦家族省評価調査100頁（脚注3参照）

## 5 ゆりかごをめぐる主な動き

### (1) 主な動き

年 月 日	動 き
平成18年11月9日	医療法人聖粒会慈恵病院が、ドイツのベビークラッペを参考にした「こうのとりのゆりかご」の設置計画を発表
12月15日	慈恵病院が熊本市保健所にゆりかご設置のための病院開設許可事項の変更を申請
12月18日	熊本市が厚生労働省との協議（断続的に協議）
12月20日	熊本市が熊本県と協議（断続的に協議）
平成19年2月22日	熊本市長が厚生労働省を訪問、6項目の質問事項を照会（条約や法令等に反しないか等）
同日	熊本市から慈恵病院へ文書照会
3月20日	熊本市から国への確認、慈恵病院から熊本市へ回答
4月5日	熊本市保健所が慈恵病院の建物の変更申請を許可
同日	厚生労働省から都道府県等に相談窓口周知の文書を発出
5月1日	慈恵病院ゆりかご施設の改修完了
5月7日	熊本市が24時間の「妊娠に関する悩み電話相談」を開設
5月10日	ゆりかご運用開始
9月19日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会の設置
10月9日	熊本県こうのとりのゆりかご検証会議の設置第1回部会開催（以降3か月毎実施）
11月30日	熊本県検証会議第1回会議開催
平成20年5月20日	熊本市が平成19年度の預け入れ状況を公表（以降毎年5月前年度分を公表）
9月8日	熊本県検証会議「中間とりまとめ」の公表
3月2日	熊本県知事が厚生労働大臣に「中間とりまとめ」の内容を要望
平成21年7月14日	熊本県知事が全国知事会で相談体制の充実を要望
11月	ドイツ倫理審議会は、「赤ちゃんポスト」及び「匿名出産」を廃止するよう勧告
11月26日	熊本県検証会議「最終報告（第1期）」の公表
平成22年2月24日	熊本県知事、熊本市長が厚生労働大臣に児童家庭相談体制の充実等を要望
4月1日	熊本市児童相談所開設
7月27日	厚生労働省から都道府県等に相談体制等の整備の文書を発出
平成23年1月23日	慈恵病院の新病棟開設のためゆりかご移設
平成24年1月20日	ゆりかごの扉の改修（子どもの安全確保のための中扉の設置）
3月29日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第2期）の公表
平成24年5月4日	ゆりかごのインターホン設備の改修（預け入れがあったことの連絡設備の追加設置）
6月25日	熊本市長が厚生労働大臣に検証会議への参加等を要望
10月29日	熊本市と国との意見交換会
平成25年7月20日	ゆりかごの案内板の改修（事前相談を促すための文言追加）
平成26年5月1日	ドイツ「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行
6月26日	熊本市児童相談所による慈恵病院での研修会開催
7月18日	熊本市長が厚生労働省に妊娠相談体制の充実等を要望
9月26日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第3期）の公表
10月3日	ゆりかご死体遺棄事件発生
10月20日	熊本市長が第3期検証報告書に基づき厚生労働省へ要望
平成27年1月20日	自宅出産の危険性等について部会から提言
平成27年5月20日	慈恵病院ゆりかごに防犯カメラ設置
7月10日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与を要望
7月21日	慈恵病院が防犯カメラの映像提供について南警察署と協定を締結
平成28年9月24日	ゆりかごの関西での設置を目指すNPO法人「こうのとりのゆりかごIN関西」が設立
平成29年6月29日	熊本市長が慈恵病院を訪問し意見交換
7月7日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与等を要望
7月20日	指定都市市長会が厚生労働省へ24時間365日対応の電話相談窓口の国における整備等を要請（提案市として熊本市長が直接要請）
9月23日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第4期）の公表

## (2) 法改正等の動き 【新規項目】

### ア 児童福祉法の改正

平成28年度に改正された児童福祉法において、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが位置付けられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化された（平成28年6月3日施行）。

また、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であるという考え方のもと、改正法においてその旨が明記された。一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要であることから、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨が明記された。ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨が明記された（平成28年6月3日施行）。

### 【児童福祉法抜粋】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

#### 第二条

1 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

## イ 養子縁組のあっせんに関する法律の制定

平成 28 年 12 月 9 日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。これまで民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出であったが、この法律により許可制度を導入し、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。施行期日については、公布の日から 2 年以内とされている。

## ウ 子育て世代包括支援センターの法定化

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上は「母子健康包括支援センター」）について、国はおおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしており、全国展開に向けて、平成29年4月1日、同センターが母子保健法に規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

### 【母子保健法抜粋】

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

3 （省略）

### (3) 関西におけるこうのとりのゆりかご設置の動き **【新規項目】**

お腹の赤ちゃんはかけがえのない尊い生命、大切な社会の一員と考え、慈恵病院が取り組む「こうのとりのゆりかご」設立の趣旨に賛同し、関西に妊娠SOSの相談窓口の開設と、「こうのとりのゆりかご連携施設」、及び「こうのとりのゆりかご設置施設（匿名出産も受け入れる）」の開設と支援を目的としたNPO法人「こうのとりのゆりかご in 関西」<sup>8</sup>が平成28年9月に設立された。この後、平成29年2月に神戸市の助産院でのゆりかご設置の計画が公表されたが、常駐医師の確保が困難なため、平成29年7月に計画の変更を公表した。その内容は、予期せぬ妊娠や、出産後に「育てられない」と悩む母親が、子どもとともに24時間駆け込める相談窓口を平成30年3月に同助産院の一角に開設するとされている。

### (4) 新しい社会的養育ビジョン **【新規項目】**

児童福祉法の改正において明確化された家庭養育優先の理念を具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」<sup>9</sup>によって「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）が全面的に見直され「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

このビジョンでは、永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進の中で、概ね5年以内に現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていくことや、乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標の中で、全年齢にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を開始すること、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）こと等が示されている。

<sup>8</sup> 「特定非営利活動法人こうのとりのゆりかご in 関西 定款」より引用

<sup>9</sup> 新たな社会的養育の在り方の検討を行うため厚生労働大臣の下に設置された検討会



## 第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

### 1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

第4期（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）の3年間の預け入れ状況は以下のとおりである。なお、この項では第4期の預け入れ状況について客観的な事実の記載に留め、第1期、第2期及び第3期との比較に基づく第4期の特徴については、「2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴」で述べるものとする。

なお、各項目の構成割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表に示す構成割合の合計は必ずしも100%にならない場合がある。

#### (1) 預け入れ時の状況

##### ア 預け入れられた子どもの人数および頻度

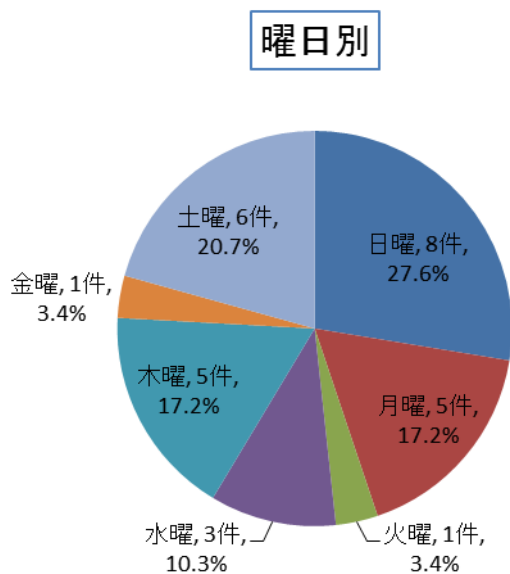
第4期の3年間に、合計29人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成26年度11人、平成27年度13人、平成28年度5人である。

この期間では1か月約0.81人のペースでの預け入れになるが、3か月単位でみた場合、最も多かった期間では5人、最も少なかった期間では0人である。また、1か月単位でみた場合、最も多い月は1か月3人である。

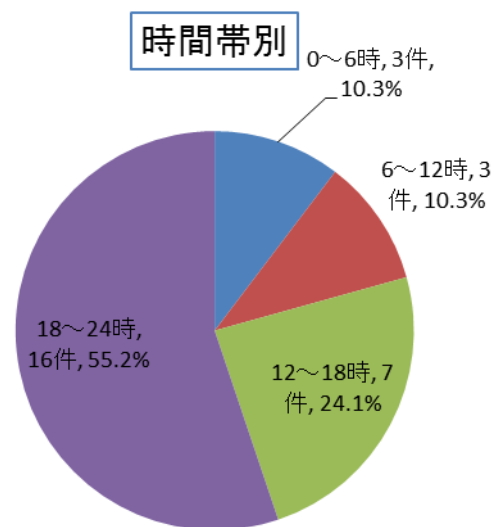
##### イ 子どもが預け入れられた曜日と時間帯（【図2-1】【図2-2】【表2-1】参照）

子どもが預け入れられた曜日について、29件のうち、27.6%にあたる8件が日曜日に、20.7%にあたる6件が土曜日に預けられている。また、時間帯は、18時から24時までが16件と全体の55.2%を占め、次いで12時から18時の時間帯が7件で24.1%となっている。

【図2-1】



【図2-2】



【表2-1】

(単位:件、%)

項目	細項目	第4期		
		件数	構成割合	
預け入れ件数		29	100.0	
発見日時	曜日別	日 曜	8	27.6
		月 曜	5	17.2
		火 曜	1	3.4
		水 曜	3	10.3
		木 曜	5	17.2
		金 曜	1	3.4
		土 曜	6	20.7
		計	29	100.0
	時間帯別	0～6時	3	10.3
		6～12時	3	10.3
		12～18時	7	24.1
		18～24時	16	55.2
		計	29	100.0

## ウ 子どもの性別と年齢 (【図2-3】【図2-4】【表2-2】参照)

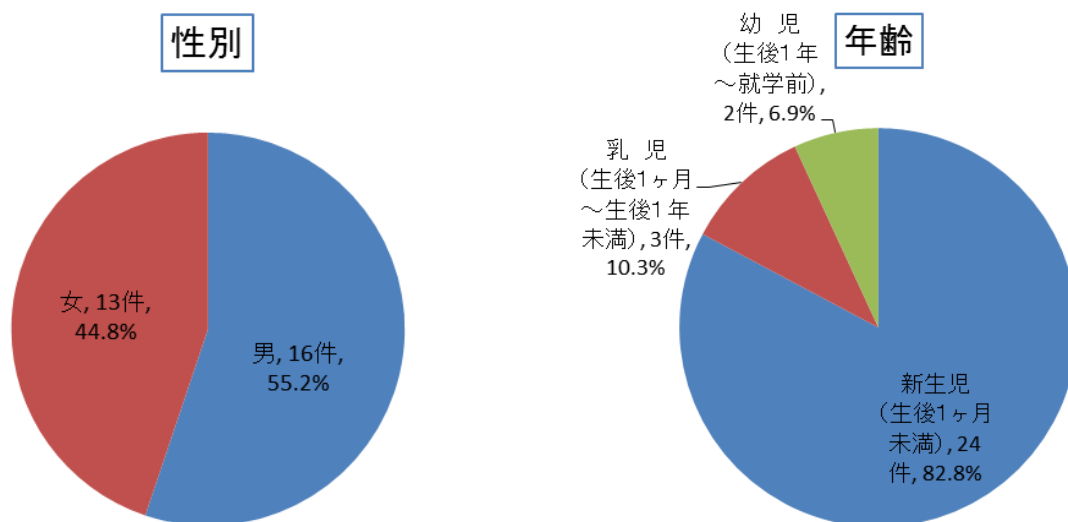
性別は、29件中、男児が16件(55.2%)、女児が13件(44.8%)となっている。

年齢区分は、新生児24件(82.8%)、乳児3件(10.3%)、幼児2件(6.9%)であった。

また、生後7日未満の早期新生児が19件(65.5%)で、出産から預け入れまでの期間が1日以内という事例が8件見られた。

【図2-3】

【図2-4】



【表2-2】

(単位:件)

項目	細項目	第4期	
		件数	構成割合
性別	男	16	55.2
	女	13	44.8
	計	29	100.0
年齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	24	82.8
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	19	65.5
	乳児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	3	10.3
	幼児 (生後1年～就学前)	2	6.9
	計	29	100.0

※第3期より「早期新生児(生後7日未満)」を追加



エ 子どもの健康状態と身体的虐待の有無（【図 2-5】【図 2-6】【表 2-3】参照）

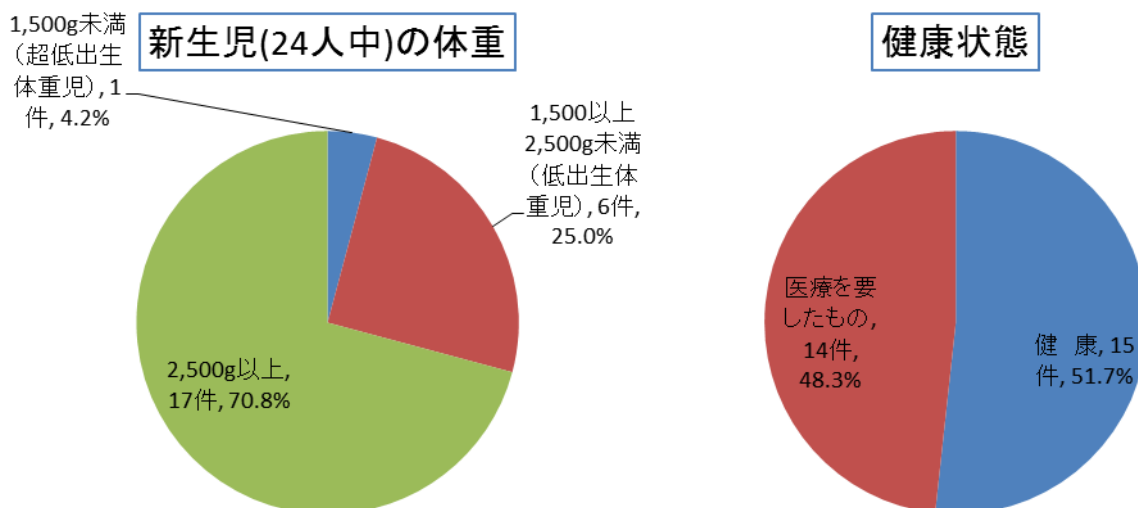
子ども（新生児）の体重は、2,500g 以上が 17 件（新生児全体に占める割合は 70.8%）、1,500g 以上 2,500g 未満が 6 件（同 25.0%）、1,500g 未満が 1 件（4.2%）であった。1,500g 未満の超低出生体重児の預け入れは第 4 期が初めてであり、医学的な常識では非常に危険な利用である。

子どもの健康状態は、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが 15 件（51.7%）、精密検査等何らかの医療行為を要するものが 14 件（48.3%）であった。

身体的虐待については、預け入れられた段階で子どもへの身体的な虐待の痕跡が確認できた事例はなかった。

【図 2-5】

【図 2-6】



【表 2-3】

項目	細項目	第4期	
		件数	構成割合
新生児の体重	1,500g未満 (超低出生体重児)	1	4.2
	1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	6	25.0
	2,500g以上	17	70.8
	計	24	100.0
健康状態	健康	15	51.7
	医療を要したもの	14	48.3
	計	29	100.0

オ 病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が 22 件（75.9%）あった。

カ 遺留品

預け入れられた子どもの着衣以外の「物」が残されていた事例は、全 29 件のうち 12 件（41.4%）であった。このうち親からの手紙が 10 件（34.5%）あり、その他にはオムツ、バスタオル、ぬいぐるみ等があった。

キ 父母等からの事後接触（【表 2-4】 参照）

預け入れ後、父母等からの事後接触があったものは 29 件中、7 件（24.1%）であった。接触の時期については、当日から 1 週間未満であった。

【表 2-4】 (単位: 件、%)

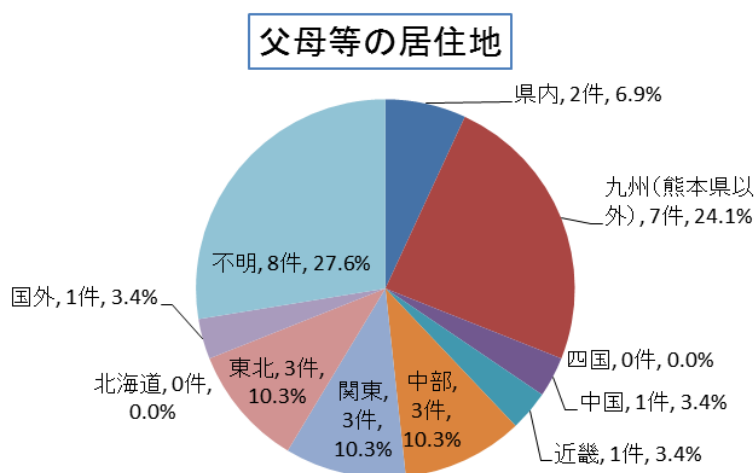
項目	細項目	第 4 期		
		件数	構成割合	
事後接触	接触の有無	7	24.1	
	接触の時期	父母等からの事後接触の有無	7	24.1
		当日	3	42.9
		2日目～1週間未満	4	57.1
		1週間以上～1月未満	0	0.0
		1月以上	0	0.0
計	7	100.0		

(2) 家族等の状況

ア 父母等の居住地（【図 2-7】【表 2-5】 参照）

子どもの父母等の居住地は、29 件のうち 21 件（72.4%）判明している。その内訳は、熊本県内が 2 件（6.9%）、熊本県以外の九州地方が 7 件（24.1%）、中国地方と近畿地方がそれぞれ 1 件（3.4%）、中部地方、関東地方及び東北地方がそれぞれ 3 件（10.3%）、また今回初めて国外から 1 件（3.4%）預け入れがあった。

【図 2-7】



【表 2-5】 (単位: 件、%)

項目	細項目	第 4 期	
		件数	構成割合
父母等の居住地	県内	2	6.9
	九州(熊本県以外)	7	24.1
	四国	0	0.0
	中国	1	3.4
	近畿	1	3.4
	中部	3	10.3
	関東	3	10.3
	東北	3	10.3
	北海道	0	0
	国外	1	3.4
	不明	8	27.6
	計	29	100.0

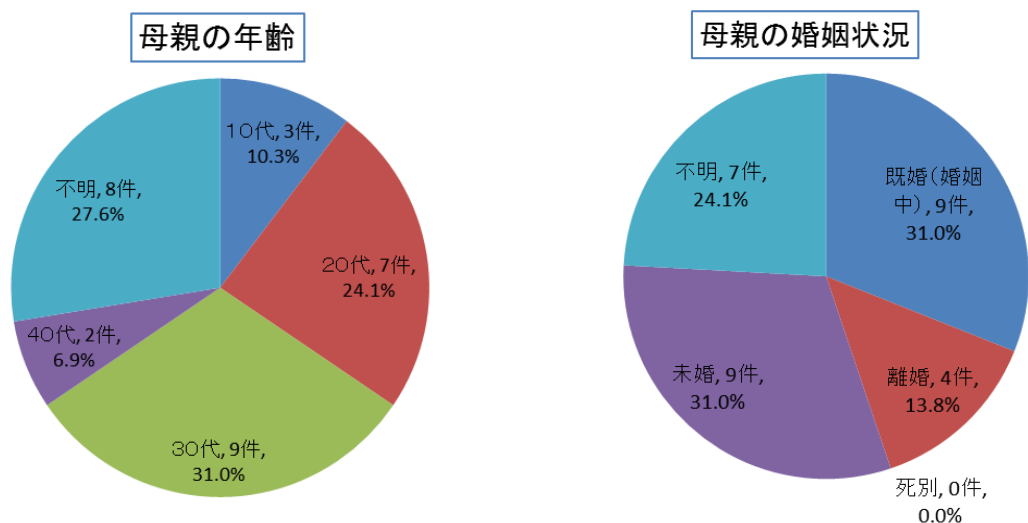
イ 母親の状況（【図 2-8】【図 2-9】【表 2-6】参照）

判明した母親の状況について、年齢は、10代3件（10.3%）、20代7件（24.1%）、30代9件（31.0%）、40代2件（6.9%）と10代から40代まで幅広い年代にわたっている。婚姻状況は、既婚（婚姻中）及び未婚がそれぞれ9件（31.0%）、離婚が4件（13.8%）であった。

なお、預け入れに来た者の身元が判明していない場合でも、細項目が判明していれば計上している。（以降同様）

【図 2-8】

【図 2-9】



【表 2-6】

(単位:件、%)

項目	細項目	第4期	
		件数	構成割合
母親の年齢	10代	3	10.3
	20代	7	24.1
	30代	9	31.0
	40代	2	6.9
	不明	8	27.6
	計	29	100.0
母親の婚姻状況 ※第3期より「死別」を追加	既婚(婚姻中)	9	31.0
	離婚	4	13.8
	死別	0	0.0
	未婚	9	31.0
	不明	7	24.1
	計	29	100.0

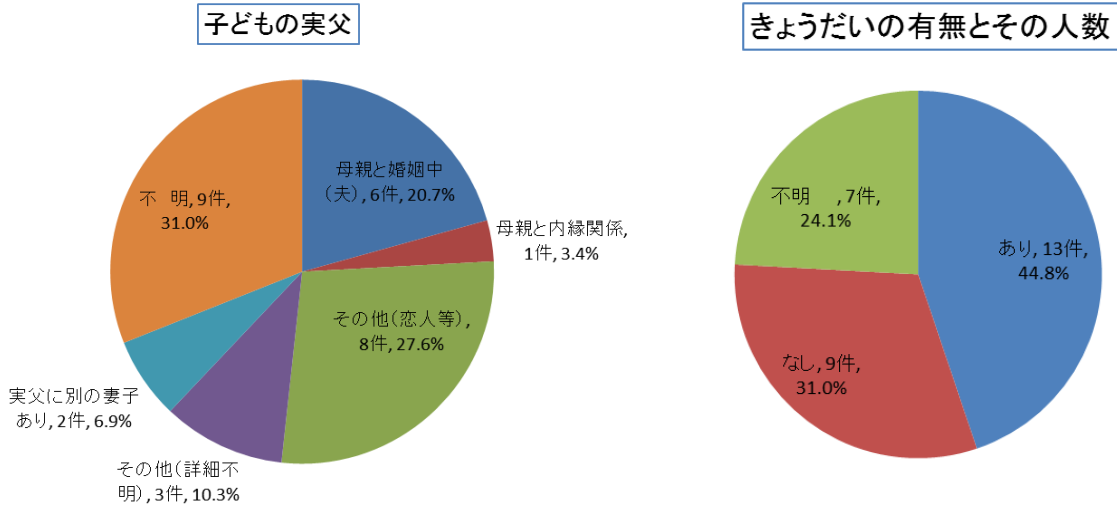
ウ 父親、きょうだいの状況（【図 2-10】【図 2-11】【表 2-7】 参照）

判明した父親の状況について、その他（恋人等）が 8 件（27.6%）、母親と婚姻中（夫）が 6 件（20.7%）、その他（詳細不明）が 3 件（10.3%）であった。

判明したきょうだいの状況について、預け入れられた子どもにきょうだいがいる事例が 13 件（44.8%）で、そのうち 10 件がきょうがいが 3 人以上の事例であった。

【図 2-10】

【図 2-11】



【表 2-7】

		第 4 期	
項目	細項目	件数	構成割合
子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	6	20.7
	母親と内縁関係	1	3.4
	その他（恋人等）	8	27.6
	その他（詳細不明）	3	10.3
	実父に別の妻子あり	2	6.9
	不明	9	31.0
	計	29	100.0
きょうだいの状況	あり	13	44.8
	（うち3人以上）	10	34.5
	なし	9	31.0
	不明	7	24.1
	計	29	100.0

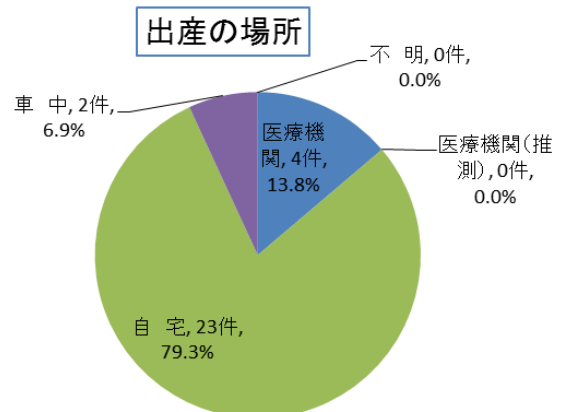
(3) 預け入れの経緯

ア 出産の場所

（【図 2-12】【表 2-8】 参照）

29 件中、医療機関で出産した事例が 4 件（13.8%）、自宅出産（孤立出産）事例が 23 件（79.3%）、見られた。妊娠したこと自体を家族等周りの者が気付かなかった事例が複数あった。

【図 2-12】



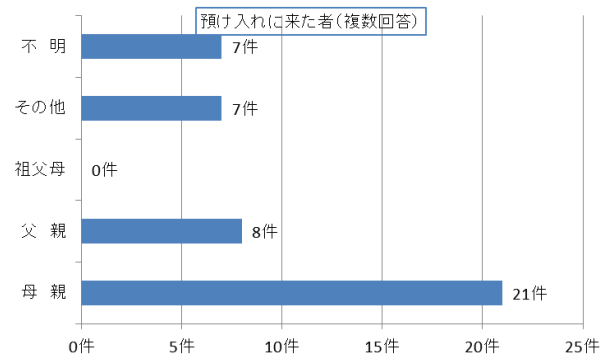
なお、預け入れに来た者と接触できず出産の状況が確認できない場合、子どもの臍の緒の処理状況及び採血跡等により医療機関または自宅分娩かを判断する。また、生後日数が経過し、これにより確認できない場合は、不明となる。

【表2-8】

		(単位:件、%)	
		第4期	
項目	細項目	件数	構成割合
出産の場所	医療機関	4	13.8
	医療機関(推測)	0	0.0
	自宅	23	79.3
	車中	2	6.9
	不明	0	0.0
	計	29	100.0

イ 子どもを預け入れに来た者（【図2-13】【表2-9】参照） 【図2-13】

母親が預け入れに来た事例が21件(72.4%)あるが、そのうち母親が一人で預け入れに来た事例が11件(25.6%)、両親で預け入れに来た事例が8件(18.6%)のほか、友人等と一緒に預け入れに来た事例が見られた。(複数回答)



【表2-9】

		(単位:件、%)	
		第4期	
項目	細項目	件数	構成割合
預け入れに来た者 (複数回答)	母親	21	72.4
	父親	8	27.6
	祖父母	0	0.0
	その他	7	24.1
	不明	7	24.1
	計	43	—

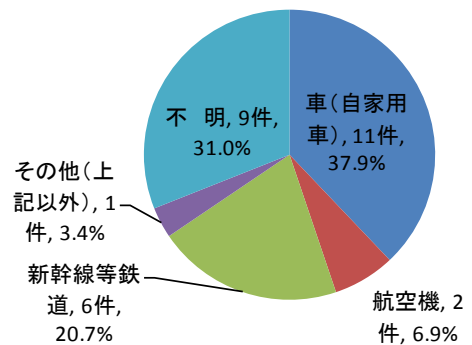
ウ 主たる移動(交通)手段（【図2-14】【表2-10】参照） 【図2-14】

ゆりかごまでの移動手段としては、第3期以前の検証同様、車(自家用車)が11件(37.9%)で最も多く、以降新幹線等鉄道6件(20.7%)、航空機2件(6.9%)となっている。預け入れに来た者の居住地が遠い場合、公共交通機関の利用割合が高くなっている。

【表2-10】

		(単位:件、%)	
		第4期	
項目	細項目	件数	構成割合
ゆりかごまでの 主たる移動 (交通)手段	車(自家用車)	11	37.9
	航空機	2	6.9
	新幹線等鉄道	6	20.7
	その他(上記以外)	1	3.4
	不明	9	31.0
	計	29	100.0

主たる移動(交通)手段



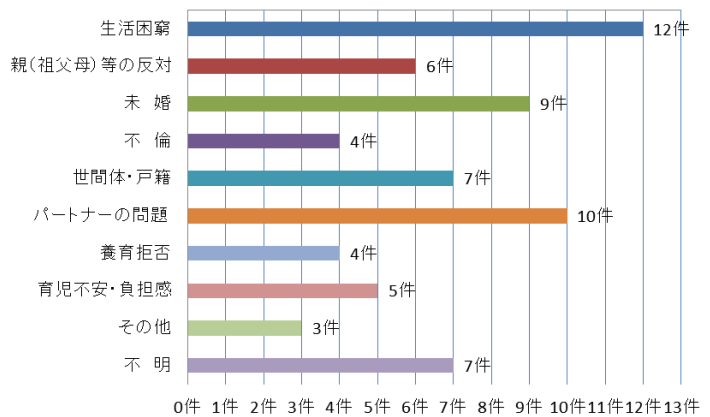
エ ゆりかごに預け入れた理由

(複数回答。【図 2-15】【表 2-11】参照)

ゆりかごに預け入れた理由は、生活困窮 12 件 (41.4%)、未婚 9 件 (31.0%)、世間体・戸籍 7 件 (24.1%)、親 (祖父母) 等の反対が 6 件 (20.7%)、育児不安・負担感 5 件 (17.2%) となっている。

【図 2-15】

ゆりかごに預け入れた理由(複数回答)



【表2-11】

(単位:件、%)

項目	細項目	第4期	
		件数	構成割合
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを 基に分類)	生活困窮	12	41.4
	親(祖父母)等の反対	6	20.7
	未婚	9	31.0
	不倫	4	13.8
	世間体・戸籍	7	24.1
	パートナーの問題	10	34.5
	養育拒否	4	13.8
	育児不安・負担感	5	17.2
	その他	3	10.3
	不明	7	24.1
	計	67	—

## 2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴

この項においては、第1期、第2期、第3期の預け入れ状況との比較により第4期のゆりかごの預け入れ状況の特徴について述べる。

### (1) 預け入れ時の状況

#### ア 預け入れられた子どもの人数（【表2-12】参照）

第4期の預け入れは29件で、月平均預け入れ件数から見ると、第1期は1.76件、第2期は1.25件、第3期は0.67件、第4期は0.81件と微増している。

【表2-12】

(単位:件)

項目	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
	件数	件数	件数	件数	件数
預け入れ件数	51	30	20	29	130
月平均預け入れ件数	1.76	1.25	0.67	0.81	1.12

#### イ 預け入れ前の家族等への相談について

自宅出産（孤立出産）の23件中、母親が一人で預け入れに来た事例が7件あり、さらに妊娠や出産の事実すら誰にも話さないままに預け入れに至ったと思われる事例は4件であった。その中には、妊娠したことにすら同居の家族は気付かず、相談もできずに一人で自宅出産（孤立出産）していた事例も見られる等、母親がひとりで悩む状況が推察できた。一方で、父親と共に預け入れに来た事例が6件であった。

#### ウ 預け入れの理由について（【表2-13】参照）

生活困窮を理由とする預け入れの割合が複数回答となった第2期以降増加傾向にある。また、親（祖父母）等の反対を理由とする預け入れの割合が、第3期まで5%前後であったが、第4期は20.7%と第3期に比べ15.7%増えている。更に、育児不安・負担感を理由とする預け入れの割合が、第3期は0%であったのに対し第4期は17.2%と増えている。

【表2-13】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
ゆりかごに預け入れた理由 (第2期以降複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	34	26.2	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	10	7.7	
	未婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	27	20.8	
	不倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	17	13.1	
	世間体・戸籍	世間体	3	5.9								
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7	6	20.0	1	5.0	7	24.1	25	19.2
		パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	22	16.9
		養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	10	7.7
		育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	5	3.8
	その他	その他	4	7.8								
		強姦	0	0.0								
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0	5	16.7	1	5.0	3	10.3	15	11.5
		友人の勧め	1	2.0								
		不明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	33	25.4
		計	51	100.0	47	—	33	—	67	—	198	—

エ 乳幼児の預け入れ事例について（【表 2-14】 参照）

新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、第 3 期以前の検証同様、乳児 3 件の預け入れ事例があった。幼児についても 2 件の預け入れがあった。

【表2-14】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
年 齢  ※第3期より「早期新生児 (生後7日未満)」を追加したため、第1期・第2期についても表示	新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	107	82.3
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	21	41.2	17	56.7	10	50.0	19	65.5	67	51.5
	乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	15	11.5
	幼 児 (生後1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	8	6.2
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0

オ 子どもの健康状態について（【表 2-15】 参照）

第 4 期で医療を要した子どもは、14 人で、第 1 期以降増加し続けている。これらの事例では、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、低出生体重児（2,500g 未満）等のため治療を行っているが、この背景には、自宅出産等（孤立出産）事例が急増していることが影響していると考えられる。

【表2-15】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
健康状態	健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	101	77.7
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	29	22.3
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0

カ 障がいのある子どもの事例について（【表 2-16】 参照）

障がいがある子どもが預け入れられた事例が 3 件（10.3%）あった。全体に占める障がいのある子の割合は、第 3 期までの 11 件（10.9%）とほぼ変わらない状況である。

第 3 期までと同様に子どもの障がいを受容できず、育児等の悩みに耐えかねての預け入れの事例が見られた。

【表2-16】

(単位:件、%)

項 目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
障がいのある子どもの預け入れ	5	9.8	3	10.0	3	15.0	3	10.3	14	10.8

(2) 家族等の状況

ア 親の判明について（【表 2-17】 参照）

預け入れ状況の年度公表時点で親が判明したのは、第 1 期で 78.4%、第 2 期では、86.7%、第 3 期では 60.0%に対し、第 4 期では 72.4%と、第 3 期と比較すると判明の割合が上がっており、その場での預け入れ者との相談に繋がったもの、あるいは、その後の社会調査



や児童相談所間の連携により身元判明につながっているものの、第1期、第2期より低い状況である。

親が判明しない要因として、預け入れに来た者と接触できない事例の中で、全国の児童相談所や実父母の家族に知られたくないため身元を明かさなかった等の事例があったためである。さらには、病院側があえて積極的に預け入れに来た者との接触を行わない方針をとっていることも影響しているものと考えられる。

なお、病院には、子どもの出自を知る権利の確保のためにも、でき得る限り預け入れに来た者と接触を試みるよう求めている。

【表2-17】

(単位:件、%)

	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
	各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点			
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
身元判明	40	78.4	26	86.7	12	60.0	21	72.4	99	76.2
身元不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	31	23.8
合計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0

#### イ 子どもの父親、きょうだいについて (【表2-18】参照)

妻子がある父親の子どもを出産し預け入れた事例、精神疾患を患っている夫の子を妊娠したが、夫に妊娠を告げると自殺するのではないかと心配し預け入れた事例、婚姻中に夫以外の者の子どもを出産し預け入れた事例があった。また、父親に妻子がある場合では、父親は当初一緒に育てるつもりだったが、妻の妊娠により別れた事例があった。

きょうだいについては、第1期において、きょうだい「あり」が47.1%、第2期で40.0%、第3期で35.0%、第4期で44.8%と増加に転じた。このうち3人以上のきょうだいの割合は、第1期15.7%、第2期26.7%、第3期35.0%に対し第4期34.5%と、第3期とほぼ同じ割合で増加傾向にある。

【表2-18】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	22	16.9
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	7	5.4
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	31	23.8
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	20	15.4
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	18	13.8
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	32	24.6
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0
きょうだいの状況	あり	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	56	43.1
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	33	25.4
	なし	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	44	33.8
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	30	23.1
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0

#### ウ その他

第1期、第2期では、父母共に日本に居住する外国人という事例が、第3期では、父親が日本に居住する外国人という事例があったが、第4期では父母共に国外に居住する外国人という事例があった。

(3) 預け入れの経緯

ア 自宅出産等（孤立出産）事例について（【表 2-19】 参照）

自宅出産等（孤立出産）の割合は、第1期 16 件（31.4%）、第2期 9 件（30.0%）、第3期 12 件（60.0%）に対し、第4期は 25 件（86.2%）と大幅に増えている。

自宅出産等（孤立出産）の事例は、経済的な理由で病院を受診しなかったり、家族にも相談ができずに出産を迎えた等である。出産後も処置を自分で行い、臍の緒をハサミで切る等の事例もあった。特に第4期では、1,500g未満の超低出生体重児の預け入れ等、新生児にとって非常に危険な状態が見られた事例もあった。

自宅出産等（孤立出産）事例（不明事例を除く）のほとんどが、妊婦健康診査未受診で、母子健康手帳の交付を受けていなかった。

また、あらかじめインターネットで調べてゆりかごに預けようと考え、自宅出産（孤立出産）した事例が複数見られた。

【表2-19】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	50	38.5
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	6	4.6
	自宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	58	44.6
	車中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	4	3.1
	不明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	12	9.2
	計		51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130

イ 遠距離の移動について

生後7日未満で預け入れに来た事例が第4期では 19 件（65.5%）あった。中には自宅で出産し、その日のうちに母親自身が遠距離を移動して預け入れに来る等、母子にとって危険な状態が懸念される事例が第3期までと同様に第4期でも複数見られた。

(4) ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧

（【表 2-20】【表 2-21】【表 2-22】 参照）

ゆりかご預け入れに係る第1期（平成19年5月10日から平成21年9月30日まで）、第2期（平成21年10月1日から平成23年9月30日まで）、第3期（平成23年10月1日から平成26年3月31日まで）、第4期（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）の状況は次のとおりである。

【表2-20】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
預け入れ件数		51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0	
発見日時	曜日別	日曜	8	15.7	4	13.3	3	15.0	8	27.6	23	17.7
		月曜	4	7.8	4	13.3	3	15.0	5	17.2	16	12.3
		火曜	7	13.7	2	6.7	1	5.0	1	3.4	11	8.5
		水曜	7	13.7	5	16.7	3	15.0	3	10.3	18	13.8
		木曜	10	19.6	4	13.3	0	0.0	5	17.2	19	14.6
		金曜	8	15.7	1	3.3	5	25.0	1	3.4	15	11.5
		土曜	7	13.7	10	33.3	5	25.0	6	20.7	28	21.5
	時間帯別	0~6時	8	15.7	6	20.0	3	15.0	3	10.3	20	15.4
		6~12時	6	11.8	2	6.7	3	15.0	3	10.3	14	10.8
		12~18時	17	33.3	12	40.0	9	45.0	7	24.1	45	34.6
		18~24時	20	39.2	10	33.3	5	25.0	16	55.2	51	39.2
	性別	男	28	54.9	12	40.0	10	50.0	16	55.2	66	50.8
女		23	45.1	18	60.0	10	50.0	13	44.8	64	49.2	
年齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	107	82.3	
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	21	41.2	17	56.7	10	50.0	19	65.5	67	51.5	
	乳児 (生後1ヶ月~生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	15	11.5	
	幼児 (生後1年~就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	8	6.2	
	※第3期より「早期新生児(生後7日未満)」を追加したため、第1期・第2期についても表示											
新生児の体重	1,500g未満 (超低出生体重児)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2	1	0.9	
	1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	7	16.3	1	4.8	3	15.8	6	25.0	17	15.9	
	2,500g以上	36	83.7	20	95.2	16	84.2	17	70.8	89	83.2	
健康状態	健康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	101	77.7	
	医療を要したものの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	29	22.3	
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
病院からの手紙の持ち帰り	手紙の持ち帰りの件数	36	70.6	23	76.7	18	90.0	22	75.9	99	76.2	
遺留物	有の件数	置かれていたもの (着衣以外)の件数	37	72.5	16	53.3	10	50.0	12	41.4	75	57.7
	親の手紙	父母等からの 手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	5	25.0	10	34.5	44	33.8
戸籍	熊本市が戸籍 を作成した件数	14	27.5	4	13.3	8	40.0	9	31.0	35	26.9	
事後接触	接触の有無	父母等からの事後 接触の有無	13	25.5	6	20.0	1	5.0	7	24.1	27	20.8
		当日	3	23.1	3	50.0	0	0.0	3	42.9	9	33.3
	接触の時期	2日目~1週間未満	6	46.2	2	33.3	1	100.0	4	57.1	13	48.1
		1週間以上~1月未満	2	15.4	1	16.7	0	0.0	0	0.0	3	11.1
		1月以上	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	7.4

【表2-21】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地 ※第4期より 「国外」を追加	県内	0	0.0	6	20.0	2	10.0	2	6.9	10	7.7
	九州(熊本県以外)	13	25.5	7	23.3	5	25.0	7	24.1	32	24.6
	四国	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8
	中国	4	7.8	1	3.3	2	10.0	1	3.4	8	6.2
	近畿	4	7.8	4	13.3	1	5.0	1	3.4	10	7.7
	中部	7	13.7	1	3.3	0	0.0	3	10.3	11	8.5
	関東	11	21.6	7	23.3	1	5.0	3	10.3	22	16.9
	東北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	10.3	3	2.3
	北海道	0	0.0	0	0.0	1	5.0	0	0.0	1	0.8
	国外							1	3.4	1	0.8
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	31	23.8
父母等引取り	父母等が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	0	0.0	4	13.8	15	11.5
母親の年齢	10代	6	11.8	4	13.3	2	10.0	3	10.3	15	11.5
	20代	21	41.2	13	43.3	4	20.0	7	24.1	45	34.6
	30代	10	19.6	8	26.7	3	15.0	9	31.0	30	23.1
	40代	3	5.9	1	3.3	3	15.0	2	6.9	9	6.9
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	31	23.8
預け入れに来た者 (複数回答)	母親	38	74.5	22	73.3	12	60.0	21	72.4	93	71.5
	父親	10	19.6	6	20.0	2	10.0	8	27.6	26	20.0
	祖父母	12	23.5	5	16.7	1	5.0	0	0.0	18	13.8
	その他	12	23.5	5	16.7	3	15.0	7	24.1	27	20.8
	不明	6	11.8	4	13.3	8	40.0	7	24.1	25	19.2
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	50	38.5
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	6	4.6
	自宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	58	44.6
	車中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	4	3.1
	不明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	12	9.2
母親の婚姻状況 ※第3期より 「死別」を追加	既婚(婚姻中)	10	19.6	12	40.0	3	15.0	9	31.0	34	26.2
	離婚	13	25.5	3	10.0	3	15.0	4	13.8	23	17.7
	死別					1	5.0	0	0.0	1	0.8
	未婚	17	33.3	11	36.7	5	25.0	9	31.0	42	32.3
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	30	23.1
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	21	41.2	13	43.3	9	45.0	11	37.9	54	41.5
	航空機	7	13.7	3	10.0	2	10.0	2	6.9	14	10.8
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	2	10.0	6	20.7	32	24.6
	その他(上記以外)	0	0.0	0	0.0	2	10.0	1	3.4	3	2.3
	不明	8	15.7	5	16.7	5	25.0	9	31.0	27	20.8

【表2-22】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	4	20.0	7	24.1	24	18.5	
	その他	40	78.4	28	93.3	16	80.0	22	75.9	106	81.5	
きょうだいの状況	あり	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	56	43.1	
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	33	25.4	
	なし	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	44	33.8	
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	30	23.1	
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	22	16.9	
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	7	5.4	
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	31	23.8	
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	20	15.4	
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	18	13.8	
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	32	24.6	
ゆりかごに預け入れた理由 (第2期以降は複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	34	26.2	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	10	7.7	
	未婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	27	20.8	
	不倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	17	13.1	
	世間体・戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	17	13.1
		戸籍(に入れたくない)	8	15.7								
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	22	16.9	
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	10	7.7	
	育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	5	3.8	
	その他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	13	10.0
		強姦	0	0.0								
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0								
		友人の勧め	1	2.0								
	不明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	33	25.4	

## ※項目「ゆりかごに預け入れた理由」の細項目整理

第1期(県検証)で13細項目で公表。その後、下記のとおり、細項目整理及び計上方法の見直しを行い整理した。

第2期(13→9細項目)

- ・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」⇒「世間体・戸籍」
- ・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」⇒「その他」
- ・主たる理由ひとつの単数回答⇒当てはまる細項目を複数選ぶ複数回答

第3期(9→10細項目)

- ・追加⇒「育児不安・負担感」

## ※項目「出産の場所」の細項目整理

第3期において下記のとおり整理した。細項目数に変動はない。

- ・医療機関→病院、助産院等での出産
- ・医療機関(推測)→子どもの状態から医療機関と推測されるもの
- ・自宅→医療機関以外で、車中を除く。
- ・車中→車中での出産
- ・不明→不明なもの

## ※項目「父母等の居住地」の細項目整理

第4期において下記のとおり整理した。(10→11細項目)

- ・追加⇒「国外」

※第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

### 3 預け入れられた子どものその後の養育状況（【図 2-16】【表 2-23】参照）

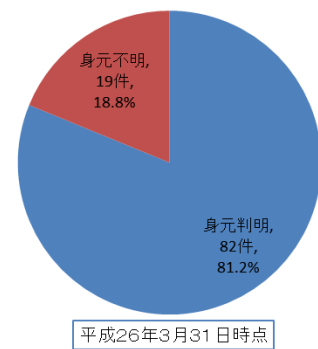
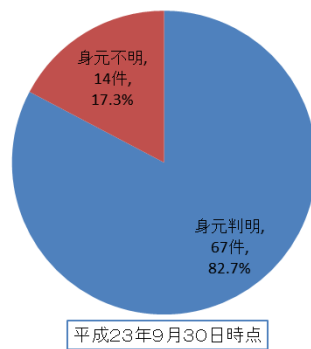
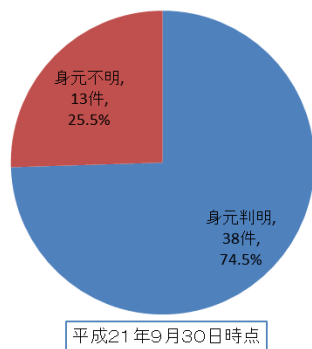
ゆりかごに預け入れられた後の子どもの養育状況について、平成 19 年 5 月 10 日から、平成 29 年 3 月 31 日までの間に預け入れがなされた全 130 事例の平成 29 年 3 月末日時点における状況を検証した。

130 件のうち、身元が判明した事例は 104 件で、判明した割合は 80.0%、身元が不明の事例は 26 件で割合は 20.0%となっている。

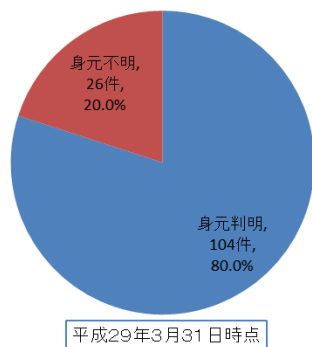
以下、身元判明及び身元不明の事例別に養育状況をみていく。

【図 2-16】

預け入れられた子どものその後の身元判明の状況



【身元判明・身元不明件数の年度ごと推移】



【表2-23】

(単位:件、%)

期	年度等	時点	平成21年9月30日時点		平成23年9月30日時点		平成26年3月31日時点		平成29年3月31日時点		
			件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
第1期	平成19年度	身元判明	10	58.8	11	64.7	11	64.7	11	64.7	
		身元不明	7	41.2	6	35.3	6	35.3	6	35.3	
		計	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0	
	平成20年度	身元判明	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0	
		身元不明	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0	
		計	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	
	平成21年度前半	身元判明	6	66.7	8	88.9	9	100.0	9	100.0	
		身元不明	3	33.3	1	11.1	0	0.0	0	0.0	
		計	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	
	第2期	平成21年度後半	身元判明			6	100.0	6	100.0	6	100.0
			身元不明			0	0.0	0	0.0	0	0.0
			計			6	100.0	6	100.0	6	100.0
平成22年度		身元判明			15	83.3	16	88.9	16	88.9	
		身元不明			3	16.7	2	11.1	2	11.1	
		計			18	100.0	18	100.0	18	100.0	
平成23年度前半		身元判明			5	83.3	5	83.3	5	83.3	
		身元不明			1	16.7	1	16.7	1	16.7	
		計			6	100.0	6	100.0	6	100.0	
第3期		平成23年度後半	身元判明					2	100.0	2	100.0
			身元不明					0	0.0	0	0.0
			計					2	100.0	2	100.0
	平成24年度	身元判明					8	88.9	8	88.9	
		身元不明					1	11.1	1	11.1	
		計					9	100.0	9	100.0	
	平成25年度	身元判明					3	33.3	4	44.4	
		身元不明					6	66.7	5	55.6	
		計					9	100.0	9	100.0	
	第4期	平成26年度	身元判明						8	72.7	
			身元不明						3	27.3	
			計						11	100.0	
平成27年度		身元判明							10	76.9	
		身元不明							3	23.1	
		計							13	100.0	
平成28年度		身元判明							3	60.0	
		身元不明							2	40.0	
		計							5	100.0	
合計		身元判明	38	74.5	67	82.7	82	81.2	104	80.0	
		身元不明	13	25.5	14	17.3	19	18.8	26	20.0	
		計	51	100.0	81	100.0	101	100.0	130	100.0	

(1) 身元が判明した事例 (【図 2-17】【表 2-24-1】【表 2-24-2】 参照)

ア 判明事例における養育状況

身元が判明した事例においては、親の居住地の児童相談所にケース移管され、ケース移管を受けた親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の取り扱いと同様に、社会調査等を行い、子どもの家庭環境を把握したうえで、子どもにとって最善の利益を第一に考え、援助を行っている。

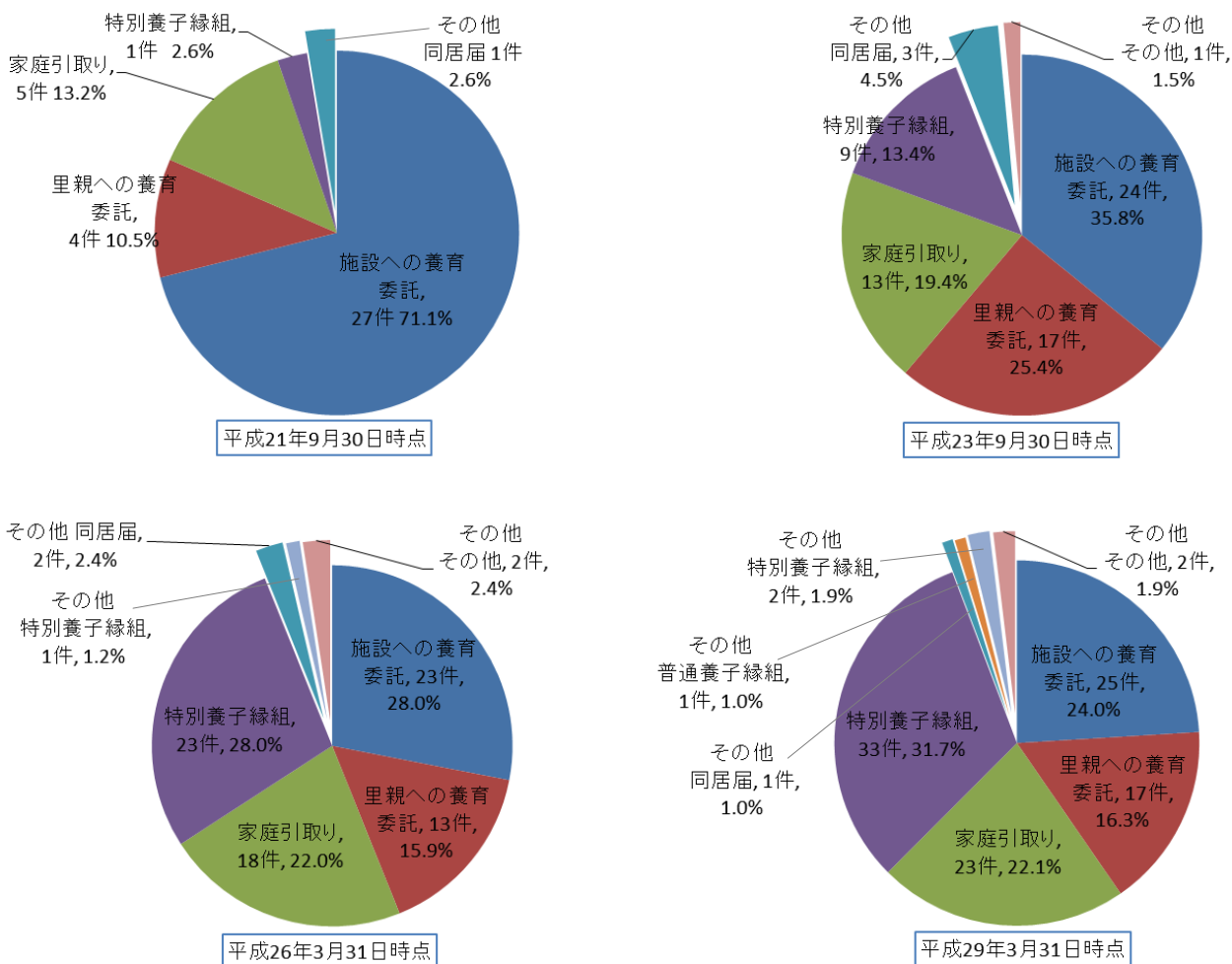
身元が判明した 104 件のうち、平成 29 年 3 月 31 日時点においては、乳児院等施設で養育されているものが 25 件 (24.0%) (判明事例 104 件における割合、以下同じ)、里親のもとで養育されているものが 17 件 (16.3%)、家庭に引取られたものが 23 件 (22.1%) となっている。また特別養子縁組が成立した事例が 33 件 (31.7%) である。

なお、現在里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組等を前提として里親委託しているものも複数ある。

イ 養育状況の推移

身元判明事例について平成 21 年 9 月 30 日時点、平成 23 年 9 月 30 日時点、平成 26 年 3 月 31 日時点、平成 29 年 3 月 31 日時点の養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【図 2-17】 身元判明の事例における養育状況の推移



まず乳児院等施設へ養育委託されているものについては、全体で見れば平成 21 年 9 月 30 日時点で 71.1%であったものが、平成 29 年 3 月 31 日時点で 24.0%と減少している。これは、第 1 期から第 3 期において預け入れられた子どものうち、乳児院等施設で養育委託されていた子どもが主に里親への養育委託へ移行が進んだためである。さらに、その里親委託から、特別養子縁組の成立へと繋がっている事例がこの第 4 期にも進んでいる。

家庭引き取りに繋がった事例のうち主な経緯は、次のとおりである。

- ・ 母親の意思、親族の理解が示され、協力を得ることができることを確認。引取りに向け、面会・外出・外泊を繰り返し行い本児も家族に慣れることができた。
- ・ 母方祖父母宅にて、母及び本児への支援を得られる見込みがあった。
- ・ 両親共「こうのとりのゆりかご」に子どもを預けたことを後悔し、両親の協力を得ながら、子どもを引き取り育てていきたいという意向を確認できたため家庭引取りとなった。
- ・ 母方祖父母が母子を全面的に支援するので、家庭へ引き取りたいと希望。経済面、環境面とも家族で協力し合う体制を整えることができ、安定した養育が可能な状態であると判断された。
- ・ 父母が婚姻し、両家の支援が受けられるようになり、居住地の市役所と連携を図り、見守り体制が確認できた。
- ・ 実母が反省し母方祖父母と本児を養育する意思を示した。また、母方祖父母も実母を支えて本児を引き取りたいと希望した。

但し、一旦家庭引取りとなったが、第 3 期までには、家庭引取りとなったものの数年後に、母親による無理心中により母子が死亡した事例が、第 4 期には、保護者が児の多動性・衝動性の受容が難しく、手を上げる状況が出現し再措置となった事例や、兄弟全員がネグレクト状態となり、同意の上施設入所へなった事例があったことから、家庭引取りについても慎重な対応が求められるところである。

次に、特別養子縁組の成立した子どもは、平成 21 年 9 月 30 日現在の 1 件から平成 29 年 3 月 31 日現在 33 件と大きく増加しており、里親への養育委託されていたものが特別養子縁組に繋がっている。

各期の養育状況についてグラフに示すと次頁のとおりとなる。



【身元判明事例における子どもの養育状況別推移】

【表2-24-1】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点を指す。

子どもの養育状況	時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		全体	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
乳児院等施設への養育委託	①	6	60.0	16	72.7	5	83.3															27	71.1
	②	5	45.5	5	22.7	4	28.6	6	40.0	4	80.0											24	35.8
	③	3	27.3	4	18.2	2	13.3	4	25.0	3	42.9	4	50.0	3	100.0							23	28.0
	④	4	36.4	4	18.2	2	13.3	4	25.0	1	14.3	2	25.0	1	25.0	3	37.5	1	10.0	3	100.0	25	24.0
里親への養育委託	①	2	20.0	2	9.1	0	0.0															4	10.5
	②	3	27.3	8	36.4	2	14.3	4	26.7	0	0.0											17	25.4
	③	4	36.4	4	18.2	4	26.7	0	0.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0							13	15.9
	④	2	18.2	3	13.6	1	6.7	1	6.3	2	28.6	1	12.5	2	50.0	1	12.5	4	40.0	0	0.0	17	16.3
家庭に引き取り、養育	①	1	10.0	3	13.6	1	16.7															5	13.2
	②	0	0.0	5	22.7	3	21.4	4	26.7	1	20.0											13	19.4
	③	0	0.0	5	22.7	3	20.0	5	31.3	3	42.9	2	25.0	0	0.0							18	22.0
	④	0	0.0	5	22.7	3	20.0	4	25.0	3	42.9	2	25.0	0	0.0	3	37.5	3	30.0	0	0.0	23	22.1
特別養子縁組の成立	①	0	0.0	1	4.5	0	0.0															1	2.6
	②	1	9.1	4	18.2	4	28.6	0	0.0	0	0.0											9	13.4
	③	2	18.2	9	40.9	5	33.3	5	31.3	1	14.3	1	12.5	0	0.0							23	28.0
	④	3	27.3	10	45.5	8	53.3	5	31.3	1	14.3	3	37.5	1	25.0	1	12.5	1	10.0	0	0.0	33	31.7
その他	①	1	10.0	0	0.0	0	0.0															1	2.6
	②	2	18.2	0	0.0	1	7.1	1	6.7	0	0.0											4	6.0
	③	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0							5	6.1
	④	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	6	5.8
小計	①	10	100.0	22	100.0	6	100.0															38	100.0
	②	11	100.0	22	100.0	14	100.0	15	100.0	5	100.0											67	100.0
	③	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	3	100.0							82	100.0
	④	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100.0	10	100.0	3	100.0	104	100.0

【身元判明事例中「その他」の内訳】

【表2-24-2】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点を指す。

子どもの養育状況	時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		全体		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
その他	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0															0	0.0	
	②	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											1	25.0	
	③	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							2	40.0	
	④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	33.3	
民間幹旋団体仲介	同居届	①	1	100.0	0	0.0	0	0.0															1	100.0
		②	1	50.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0										3	75.0	
		③	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						2	40.0	
		④	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
普通養子縁組の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0															0	0.0	
	②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											0	0.0	
	③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							0	0.0	
	④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	
特別養子縁組の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0															0	0.0	
	②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											0	0.0	
	③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							1	20.0	
	④	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	2	33.3	
小計	①	1	100.0	0	0.0	0	0.0															1	100.0	
	②	2	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0											4	100.0	
	③	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							5	100.0	
	④	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0	

(2) 身元不明の事例（【図 2-18】【表 2-25】 参照）

ア 不明事例における養育状況

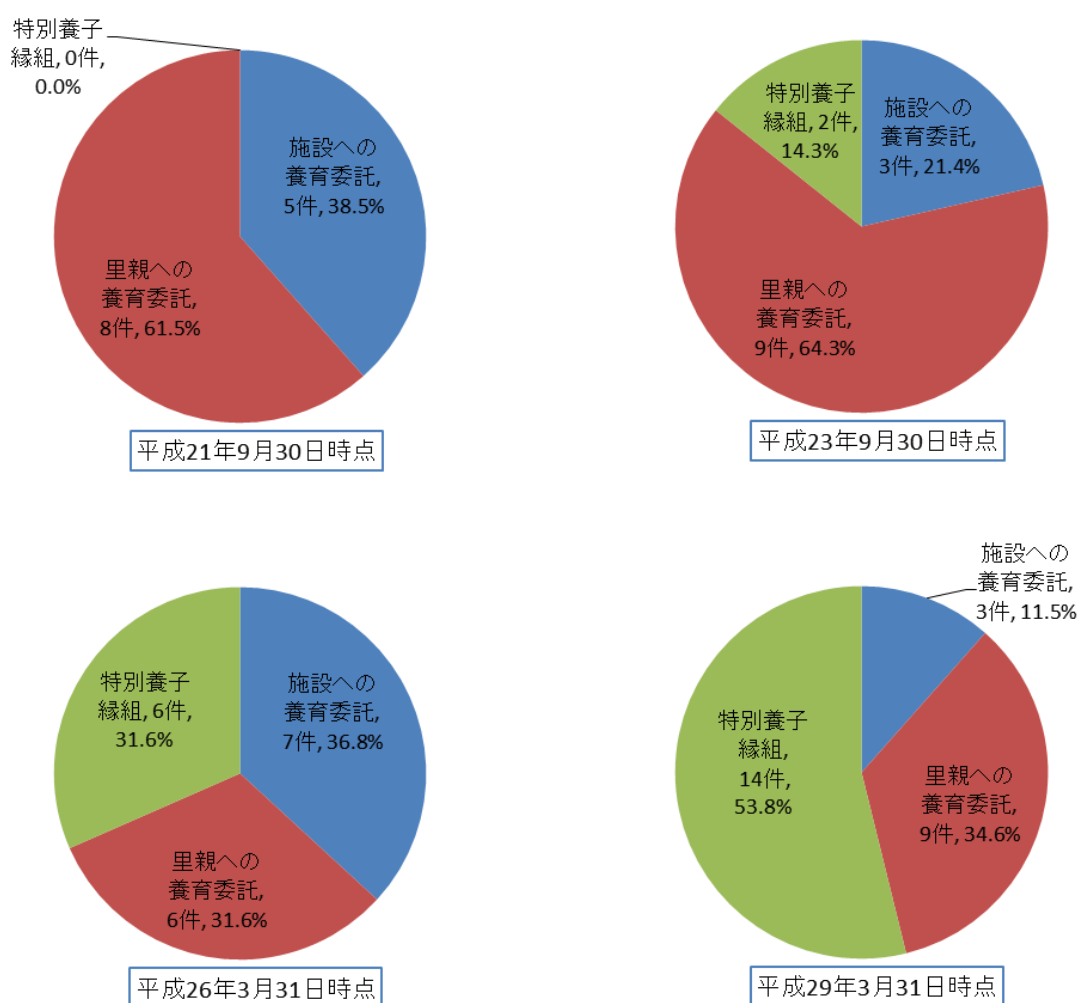
身元が判明していない 26 件については、平成 29 年 3 月 31 日時点で乳児院等施設へ養育委託されているものが 3 件（11.5%）、里親への養育委託が 9 件（34.6%）、また特別養子縁組が成立した事例が 14 件（53.8%）となっている。

イ 養育状況の推移

身元が判明していない事例について、平成 21 年 9 月 30 日時点、平成 23 年 9 月 30 日時点、平成 26 年 3 月 31 日時点、平成 29 年 3 月 31 日時点の比較は次のとおりとなる。

【図 2-18】

身元不明の事例における養育状況の推移



まず、乳児院等施設へ養育委託されているものは、平成 21 年 9 月 30 日時点で 5 件（38.5%）、平成 29 年 3 月 31 日時点で 3 件（11.5%）となっている。身元判明の事例の状況と同じように、第 1 期から第 3 期において預け入れられた子どものうち、施設で養育委託されていた子どもが里親委託へ移行している。また、その里親委託から、特別養子縁組の成立へと繋がっている事例や、特別養子縁組に向けて手続きを進めているものが複数ある。

特別養子縁組は、平成21年9月30日現在において見られなかったが、平成23年9月30日現在では2件（14.3%）、平成26年3月31日現在では6件（31.6%）、平成29年3月31日現在では14件（53.8%）となっている。各期の養育状況についてグラフに示すと次のとおりとなる。

【身元不明事例における子どもの養育状況別推移】

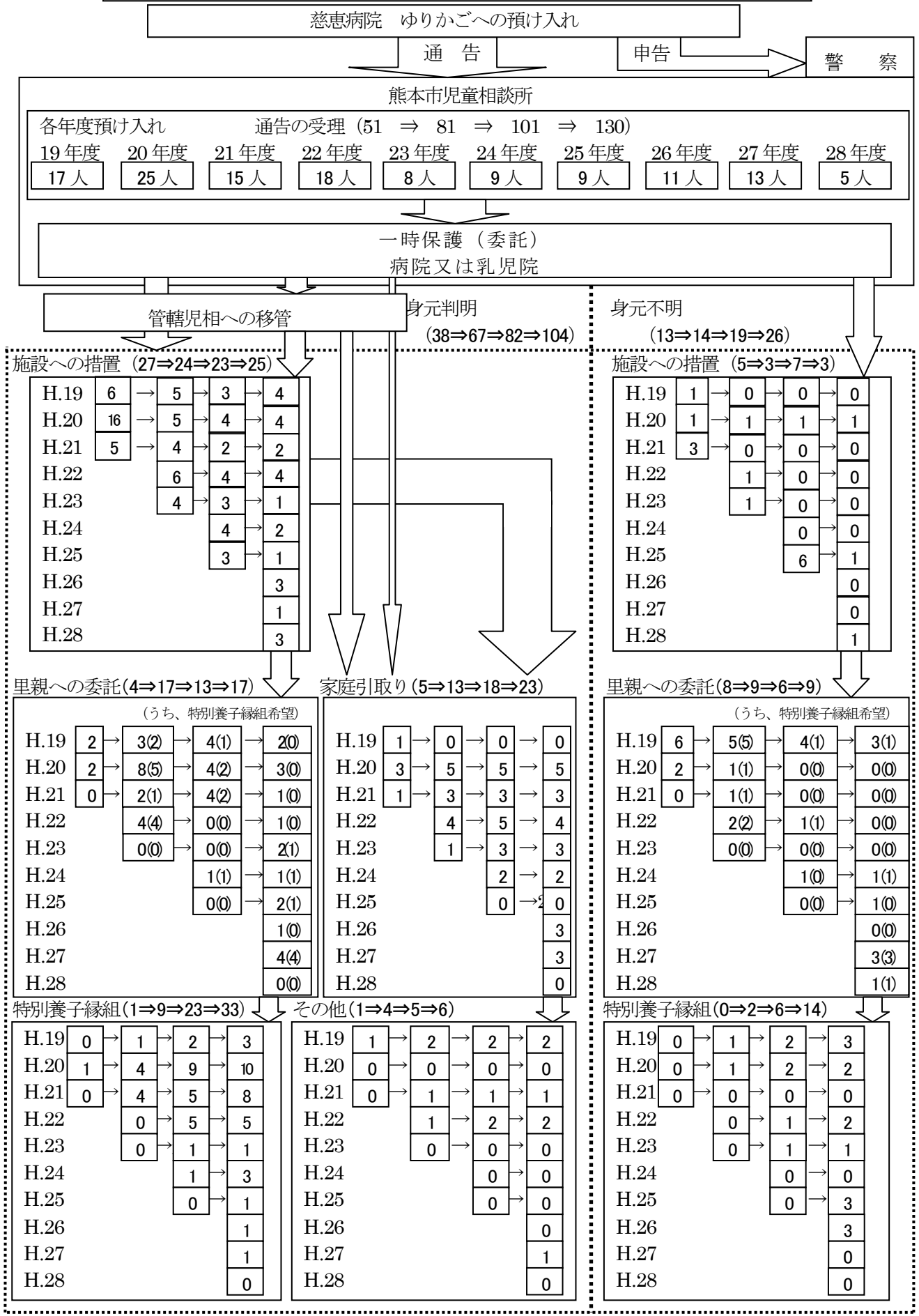
【表2-25】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点を指す。

身元不明	子どもの養育状況	時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		全体			
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
乳児院等施設への養育委託	①	1	14.3	1	33.3	3	100.0																	5	38.5	
	②	0	0.0	1	33.3	0	0.0	1	33.3	1	100.0														3	21.4
	③	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0										7	36.8
	④	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0	0	0.0	1	50.0	3	11.5			
里親への養育委託	①	6	85.7	2	66.7	0	0.0																	8	61.5	
	②	5	83.3	1	33.3	1	100.0	2	66.7	0	0.0													9	64.3	
	③	4	66.7	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0									6	31.6	
	④	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0	3	100.0	1	50.0	9	34.6			
特別養子縁組の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																	0	0.0	
	②	1	16.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0													2	14.3	
	③	2	33.3	2	66.7	0	0.0	1	50.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0									6	31.6	
	④	3	50.0	2	66.7	0	0.0	2	100.0	1	100.0	0	0.0	3	60.0	3	100	0	0.0	0	0.0	14	53.8			
小計	①	7	100.0	3	100.0	3	100.0																	13	100.0	
	②	6	100.0	3	100.0	1	100.0	3	100.0	1	100.0													14	100.0	
	③	6	100.0	3	100.0	0	0.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0	6	100.0									19	100.0	
	④	6	100.0	3	100.0	0	0.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0	5	100.0	3	100	3	100.0	2	100.0	26	100.0			



なお、各年度における預け入れ後の変化については次の図のとおりである。

【図2-27】 平成21年9月30日 ⇒ 平成23年9月30日 ⇒ 平成26年3月31日 ⇒ 平成29年3月31日





### 第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

県検証報告書（第1期）では平成19年度、平成20年度の状況、市検証報告書（第2期）～（第3期）では平成21年度～平成25年度の状況について報告されているため、本報告では平成26年度～平成28年度の状況についてまとめた。

#### 1 慈恵病院での相談対応の状況

慈恵病院では、平成14年から定期的に期間を限定して実施していた「妊娠かつとう（悩み）相談」を、ゆりかごの計画を機に充実させ、ゆりかご開設前の平成18年11月から24時間無料電話相談（SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談）を開始した。この電話相談は、24時間365日体制で対応している。

相談は全国から寄せられ、相談件数は増加し続けている。電話相談に限らず、来院による相談や、緊急な対応を必要とする深刻な事例なども見られる。こうした相談の中には、ゆりかご事例とも共通する背景を持つ者も多く、ゆりかご事例の潜在層ともいえる相談が含まれている。

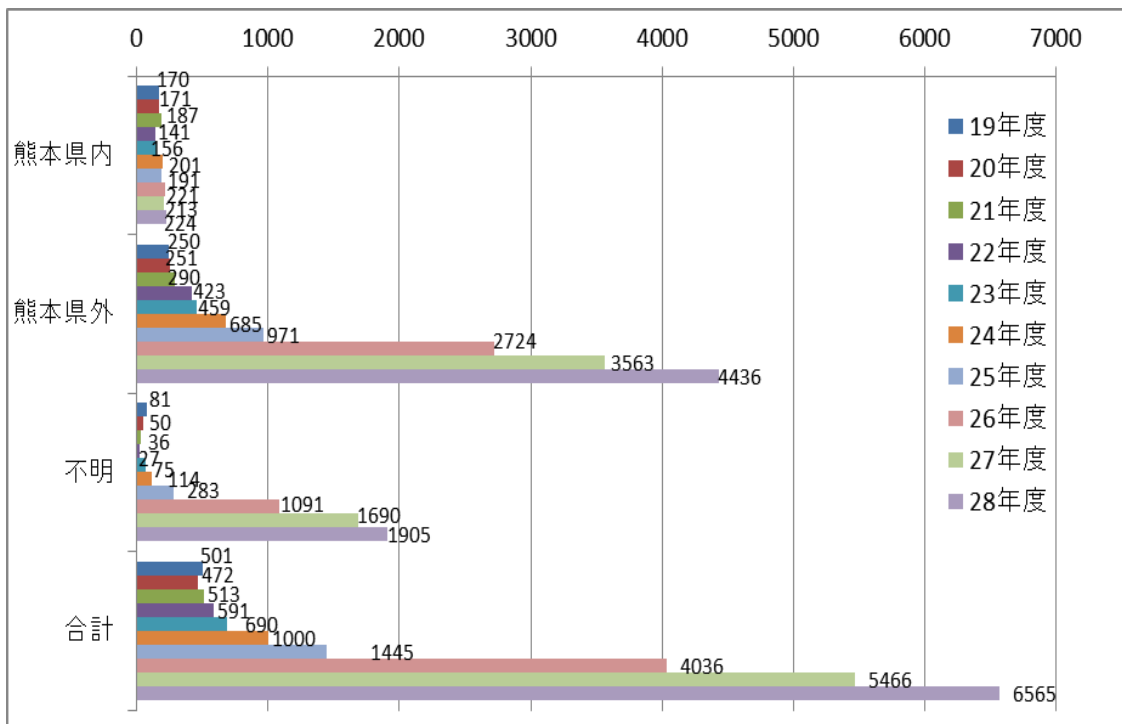
#### （1）相談対応の実績

##### ア 相談件数の推移（【図3-1】参照）

慈恵病院に寄せられた新規の相談件数は平成26年度4,036件、平成27年度5,466件、平成28年度6,565件、合わせて16,067件の相談が寄せられており、急激な増加がある。

【図3-1】

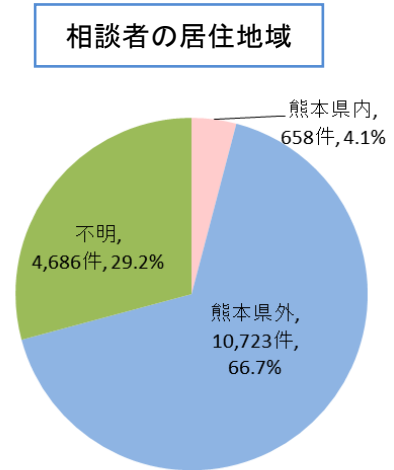
相談件数の推移(平成19年度～28年度)



イ 相談者の居住地域（【図 3-2】参照）

相談者の居住地域は、県内からは 658 件（4.1%）、県外からは 10,723 件（66.7%）、不明が 4,686 件（29.2%）であり、県内に比べ県外から多くの相談が寄せられている。

【図 3-2】



ウ 相談方法、相談時間帯（【図 3-3】【図 3-4】参照）

① 相談方法

方法別相談件数は、電話 13,235 件（82.4%）、来所 21 件（0.1%）、その他 2,811 件（17.5%）となっており、その他が増加している。

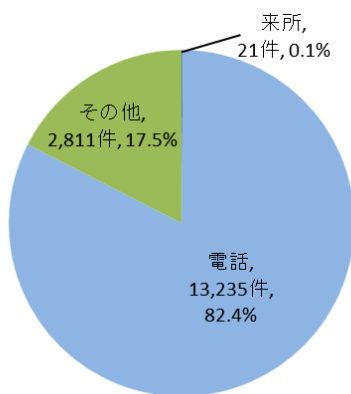
② 相談時間帯

時間帯別相談件数は、9時から17時までが7,594件（47.3%）と約半数を占め、次いで17時から24時までが6,046件（37.6%）、0時から9時までが2,427件（15.1%）となっている。

深夜から早朝の時間帯も一定の相談がある状態が継続している。

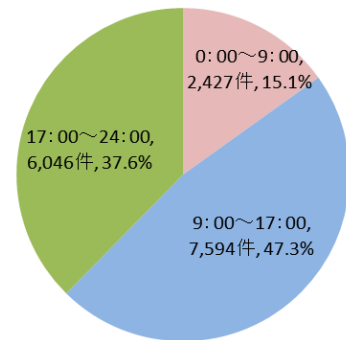
【図 3-3】

相談方法



【図 3-4】

相談時間帯



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

母親本人が 12,767 件（79.5%）と最も多く約 8 割を占め、次いで夫・パートナー 2,561 件（15.9%）、家族・知人 447 件（2.8%）等となっている。

② 相談者の年齢

相談者の年齢別件数は、年齢順に、15歳未満 81 件（0.5%）、15~18歳未満 1,147



件 (7.1%)、18～20 歳未満 1,777 件 (11.1%)、20 歳代 5,257 件 (32.7%)、30 歳代 2,484 件 (15.5%)、40 歳代 549 件 (3.4%)、50 歳以上 62 件 (0.4%) 等となっている。

### ③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

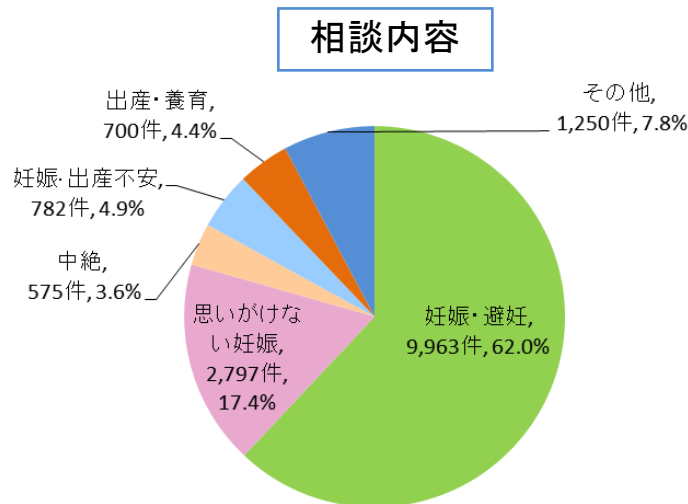
未婚・既婚別件数では、未婚 7,418 件 (46.2%)、既婚（婚姻中）4,216 件 (26.2%)、離婚 388 件 (2.4%) の順になっている。

## オ 相談内容及び対応状況（【図 3-5】参照）

### ① 相談内容

相談内容別件数は、妊娠・避妊に関する相談が 9,963 件 (62.0%) と最も多く約 6 割を占め、次いで思いがけない妊娠についての相談が 2,797 件 (17.4%)、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 782 件 (4.9%)、出産・養育についての相談が 700 件 (4.4%)、中絶についての相談が 575 件 (3.6%) 等となっている。

【図 3-5】



### ② 対応状況

対応状況では、傾聴・助言が 14,530 件 (90.4%) と最も多く、次いで他機関紹介 795 件 (4.9%)、情報提供 617 件 (3.8%)、緊急対応 60 件 (0.4%)、来所案内 56 件 (0.3%) 等となっている。

## (2) 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）（【表 3-1】参照）

病院相談事例の中で緊急的対応を行った事例は、平成 26 年度 28 件、平成 27 年度 20 件、平成 28 年度 12 件、合計 60 件であった。

このうち、陣痛が既に始まっている等、何らかの「緊急対応」を必要としたものが 43 件、最初の電話相談を受けずに、直接来院し（本人又は家族同行、紹介など）、面接面談を希望した場合や、産科で妊婦健診受診中に不安定になるなど、面談の必要を感じ、急遽、面談を行った場合などの「緊急面談」を行ったものが 17 件となっている。

なお、ゆりかごのインターホンを押した事例は、平成 26 年度 1 件、平成 27 年度 2 件、平成 28 年度 1 件、合計 4 件であった。

【表 3-1】

(単位:件)

	第3期		第4期			合計
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
緊急対応	4	10	24	11	8	43
緊急面談	14	13	4	9	4	17
合計	18	23	28	20	12	60

このうち、特筆すべき緊急対応・緊急面談の事例は、次のとおりである。

- ◆相談事例 1 : 障がいのある子を自宅で看ることが親のつとめと主治医より言われた母が、錯乱状態となり、死にたい発言を聞いた父より相談。ゆりかご以外の方法を検討し、居住地行政と連携し、施設入所の方向で支援が進み、ゆりかごへの預け入れを未然に防ぐことができた。
- ◆相談事例 2 : 子どもを預けに行くことと事前に連絡があった事例。子どもは未熟児だったためフォローアップ外来を受診していた。母親は産後精神状態が悪く入院も勧められていた。きょうだい 2 人も児童相談所の関わりがあった。預け入れ前に面接し一時保護となった。
- ◆相談事例 3 : 夫以外の子を妊娠し出産。育てられないとインターホン相談。不倫による妊娠のため周囲に知られることを恐れ受診が遅れた。居住地の病院と行政間ではハイリスクとして把握されていた。居住地児童相談所と連携し、家庭引取りとなった。
- ◆相談事例 4 : 未婚の妊娠・未受診。経済的問題と親や誰にも知られたくないと電話相談。その後緊急出産になるも、救急車依頼を本人拒否。居住地保健師に自宅訪問依頼し医療機関受診、出産(帝王切開)となった。未受診のため子どもはNICU入院となった。
- ◆相談事例 5 : 10 か月の子どもを育てていけないとインターホン相談より面接となった。相談者は被虐待児であり精神状態不安定で通院中。自殺企図、子どもを殺すことも考えていたと話し、パートナーからの支援は難しく、居住地児童相談所と連携し、相談者の精神状態把握、子どもの処遇を検討し対応した。
- ◆相談事例 6 : 不倫相手が自宅出産した子どもを男性が連れインターホン相談。互いに不倫でありどうしても人に知られたくなかった。相手は高齢出産であったため、子どもに障がいがないか心配し、医療機関であるゆりかごであるならば子どもをみてくれると思いい来院。子どもに形見の品を持たせるべきか知りたくインターホンを押し相談。
- ◆相談事例 7 : 健康保険料滞納で保険証のない妊婦の同居友人より電話相談。貧困のため、この日家賃滞納で部屋を引き払い高速で移動中、妊婦がいびきをかき呼びかけに応答しなくなった助けて欲しいと相談。妊娠高血圧症候群の可能性あり、救急車要請を支持、搬送となった。
- ◆相談事例 8 : 双子を自宅出産。母子健康手帳は所持しているが妊婦健診未受診。出産直後、一人が逆子で息がない状態であった。どうしたらよいかと電話相談。匿名を希望し行政への連絡を拒否。病院受診を促し、警察と連携し居住地警察へ繋ぐ。その後、一人は死亡が確認され事件として警察が関わることとなった。
- ◆相談事例 9 : 育児困難を訴える未婚母(被虐待児)が、頼れる人が誰もおらず、疲れきっていた。居住地児童相談所相談にかけたが「ネグレクトでないから預けられない」と言われ、

2児の預け入れを電話相談。来院相談へつながり、児童相談所へ繋ぐ。相談者は居住地公的機関との関わりを強く拒んだ事例。

- ◆相談事例 10：パートナーの DV から逃れた後に妊娠が発覚。妊娠を受け入れられず、「産みたくない。育てたくない。産んで死ぬ」という当事者の母より電話相談。特別養子縁組について説明し、DV 対応について警察等への相談対応についても助言。居住地行政機関と連携し妊婦の安全確保を行い妊娠経過した。
- ◆相談事例 11：産後 1 か月頃死にたいから赤ちゃんをお願いしますと相談。その後子どもを連れ、ゆりかごの扉を開け、手紙を持った状態で子どもを抱っこしているところに声をかけられ面接相談となった。居住地行政、里帰り先行政と連携し、精神科受診するも、夫、家族、本人が入院・服薬に拒否的で治療に繋がらなかったが、夫実家の支援を得ながら育てている。
- ◆相談事例 12：夫が下の子に手を挙げ、本人には暴言があり、相談当日も夫の仕打ちを怖がり保護して欲しいと 2 人の子を連れインターホン相談。不安より病院宿泊。行政と連携し DV 相談へ繋がり、警察立会いのもと夫と話し合いに繋がった。

### (3) 相談事例での特別養子縁組の状況（【表 3-2】参照）

慈恵病院には、特別養子縁組で養親となることを希望する相談も寄せられており、相談件数は平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度の合計で 399 件となる。またこれらのうち 90 件については、養子縁組あっせん事業<sup>1</sup>を行う者を介して特別養子縁組の手続きを行っている。

【表 3-2】

(単位:件)

年度	第3期				第4期				
	23年度	24年度	25年度	合計	26年度	27年度	28年度	合計	
養子縁組相談件数	178	147	118	443	166	129	104	399	
うち、特別養子縁組事例件数	慈恵病院での出産	14	23	24	61	17	16	11	44
	他院での出産	7	10	13	30	16	15	15	46
	計	21	33	37	91	33	31	26	90

### (4) 慈恵病院における相談及び事例の特徴

慈恵病院における相談事例の平成 26 年度から平成 28 年度の 3 か年度の特徴は次のとおりである。

- ア 相談数の増加が急激にみられ、平成 28 年度は 6,565 件と過去最多となった。
- イ 県内地域からの相談が 658 件 (4.1%)、熊本県外からの相談が 10,723 件 (66.7%) あり、広域の相談も依然多い。
- ウ 相談時間帯では、17 時～24 時は 6,046 件 (37.6%)、0 時～9 時は 2,427 件 (15.1%) であり、熊本市と比べて夜間の相談の割合が高い。

<sup>1</sup> 養子縁組あっせん事業とは、18 歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。）の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。（平成 26 年 5 月 1 日雇児発 0501 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

エ 相談内容では妊娠・避妊に関する相談が9,963件(62.0%)と最も多く、次いで思いがけない妊娠が2,797件(17.4%)を占めている。

オ 平成26年度から平成28年度で90件が特別養子縁組に繋がっている。平成19年度から平成25年度とあわせ、10年間での合計は294件となっている。

カ 緊急対応・緊急面談の事例の中には、ゆりかごの事例と同じく妊娠出産に関わるひっ迫した事例が見られた。

## 2 熊本県・熊本市での相談対応の状況

熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に出産・養育についての相談専用の電話回線を設けるとともに、県女性相談センター「妊娠とこころの相談<sup>2</sup>」を含め、匿名での出産・養育に関する相談への対応を図った。

熊本市においても、ゆりかごの開設と同時期に、24時間の電話相談「妊娠に関する悩み相談電話<sup>3</sup>」を開設し保健師などの専門職が相談に当たっている。平成28年度より相談場を「子ども・若者総合相談センター」とし専門相談員が相談に当たっている。その他、各区役所保健子ども課や熊本市児童相談所等においても妊娠・出産に関する相談に対応している。

このように、熊本県、熊本市ともに電話相談及び来所相談による相談体制を図り対応にあたっている。

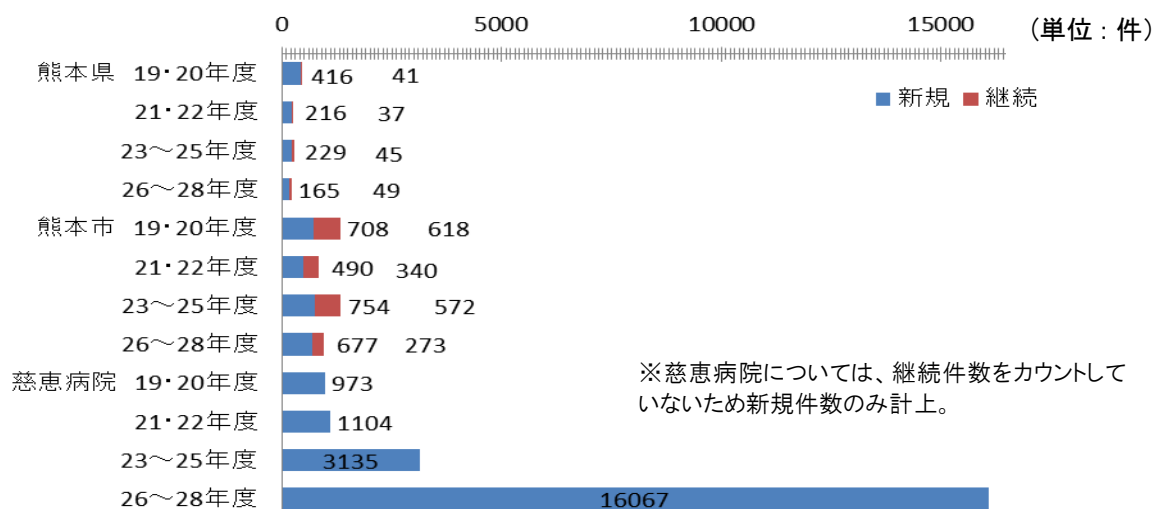
なお、以降の件数等については、熊本県の電話相談「妊娠とこころの相談」および熊本市の「妊娠に関する悩み電話相談」等に寄せられた相談件数を計上している。

### (1) 相談対応の実績

#### ア 相談件数の推移（【図3-6】参照）

平成26年度から28年度の相談件数は、合計で熊本県214件、熊本市950件となっている。

【図3-6】



<sup>2</sup> 電話相談対応時間（電話相談：月曜～土曜 9：00～20：00）

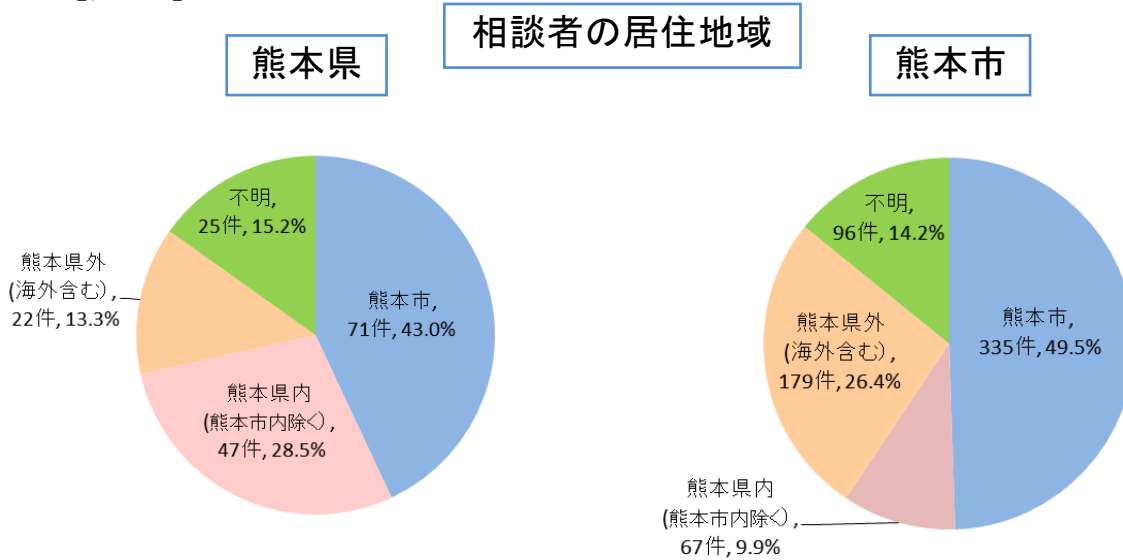
<sup>3</sup> 妊娠に関する悩み相談（電話相談：24時間／来所相談：月曜～金曜 8：30～17：15）

イ 相談者の居住地（【図 3-7】 参照）

熊本県では、熊本市内からの相談が 71 件（43.0%）と最も多く、次いで熊本市内を除く熊本県内から 47 件（28.5%）、熊本県外から 22 件（13.3%）となっている。

熊本市では、熊本市内からの相談が 335 件（49.5%）と最も多く、次いで熊本県外から 179 件（26.4%）、熊本市内を除く熊本県内から 67 件（9.9%）となっている。

【図 3-7】



ウ 相談方法、相談時間帯

① 相談方法（【表 3-3】 参照）

方法別相談件数は、熊本県では電話対応のみで 214 件（100.0%）、熊本市では電話での相談が 768 件（80.8%）、来所での相談が 157 件（16.5%）となっている。

【表 3-3】

(単位:件、%)

		26年度		27年度		28年度		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
相談方法	熊本県	来所	—	—	—	—	—	—	—	
		電話	64	100	62	100	88	100	214	100
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	64	100	62	100	88	100	214	100	
	熊本市	来所	72	16.2	50	16.2	35	17.8	157	16.5
		電話	356	80	257	83.4	155	78.7	768	80.8
その他		17	3.8	1	0.3	7	3.6	25	2.6	
計	445	100	308	100	197	100	950	100		

② 相談時間帯（【図 3-8】 参照）

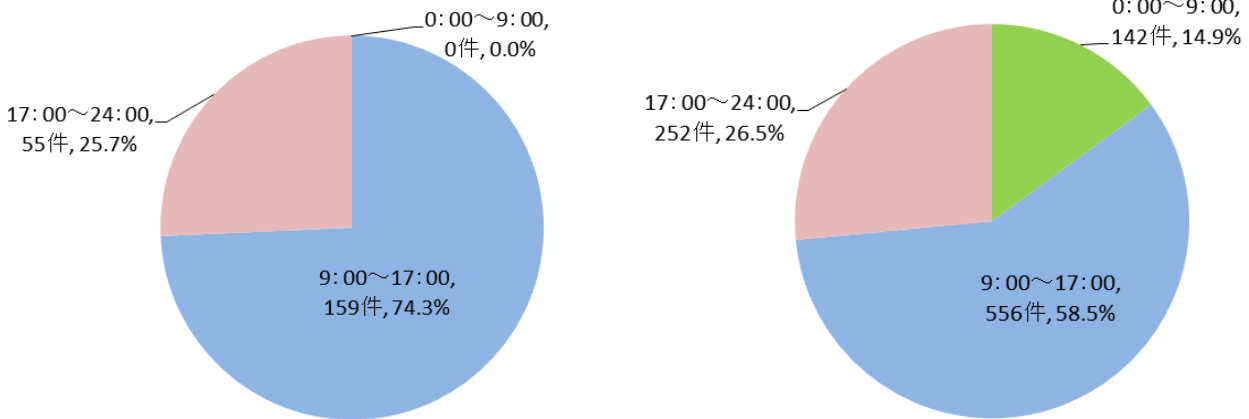
時間帯別相談件数は、熊本県では、9時から17時までが 159 件（74.3%）、17時から24時まで（20時終了）が 55 件（25.7%）となっている。熊本市では、0時から9時までが 142 件（14.9%）、9時から17時までが 556 件（58.5%）、17時から24時までが 252 件（26.5%）となっている。

【図 3-8】

相談時間帯

熊本県

熊本市



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

熊本県では、母親本人が194件(90.7%)と最も多く、次いで家族・知人が13件(6.1%)等となっている。

熊本市においても母親本人が700件(73.7%)と最も多く、次いで夫・パートナー99件(10.4%)、その他76件(8%)等となっている。

② 相談者の年齢

熊本県では、15歳未満が9件(5.5%)、15~18歳未満が23件(13.9%)、18~20歳未満が11件(6.7%)、20歳代が27件(16.4%)、30歳代が43件(26.1%)、40歳代が18件(10.9%)、50歳以上が1件(0.6%)等となっている。

熊本市では、15歳未満が8件(1.2%)、15~18歳未満が82件(12.1%)、18~20歳未満が36件(5.3%)、20歳代が232件(34.3%)、30歳代が151件(22.3%)、40歳代が52件(7.7%)、50歳以上が9件(1.3%)等となっている。

③ 未婚・既婚の別(婚姻の有無)

熊本県では、未婚が66件(40.0%)、既婚(婚姻中)が82件(49.7%)、離婚が4件(2.4%)となっている。

熊本市では、未婚が339件(50.1%)、既婚(婚姻中)が251件(37.1%)、離婚が19件(2.8%)等となっている。

オ 相談内容及び対応状況

① 相談内容(【図 3-9】【表 3-4】参照)

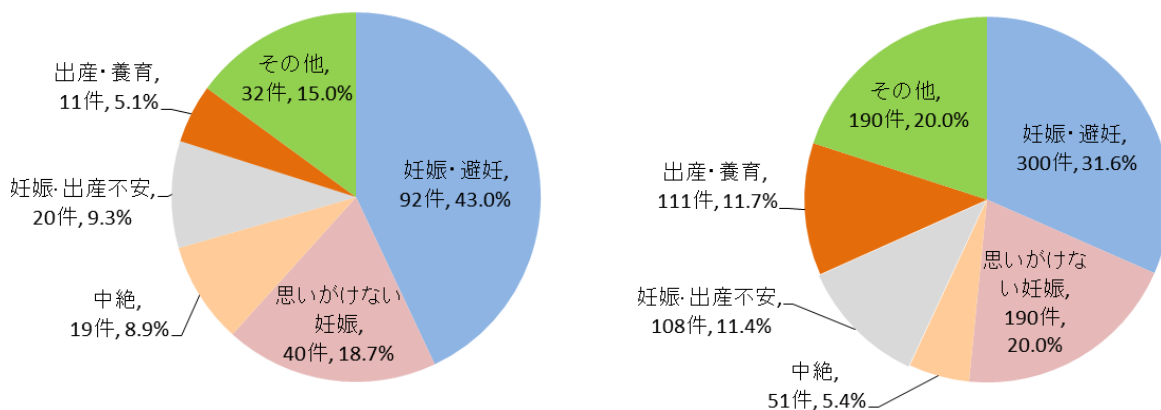
熊本県では妊娠・避妊に関する相談が92件(43.0%)と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が40件(18.7%)、妊娠・出産前後の不安に関する相談が20件(9.3%)、中絶についての相談が19件(8.9%)、出産・養育についての相談が11件(5.1%)等となっている。

熊本市では、妊娠・避妊に関する相談が300件(31.6%)と最も多く、次いで思いが

けない妊娠についての相談が 190 件（20.0%）、出産・養育についての相談が 111 件（11.7%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談 108 件（11.4%）、中絶についての相談 51 件（5.4%）等となっている。

【図 3-9】

相談内容



【表 3-4】

(単位: 件、%)

相談内容		26年度		27年度		28年度		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
熊本県	妊娠・避妊	30	46.9	29	46.8	33	37.5	92	43
	思いがけない妊娠	16	25	9	14.5	15	17	40	18.7
	中絶	3	4.7	10	16.1	6	6.8	19	8.9
	妊娠・出産不安	2	3.1	11	17.7	7	8	20	9.3
	出産・養育	1	1.6	3	4.8	7	8	11	5.1
	その他	12	18.8	0	0	20	22.7	32	15
	計	64	100	62	100	88	100	214	100
熊本市	妊娠・避妊	166	37.3	104	33.8	30	15.2	300	31.6
	思いがけない妊娠	98	22	54	17.5	38	19.3	190	20
	中絶	21	4.7	17	5.5	13	6.6	51	5.4
	妊娠・出産不安	39	8.8	27	8.8	42	21.3	108	11.4
	出産・養育	43	9.7	34	11	34	17.3	111	11.7
	その他	78	17.5	72	23.4	40	20.3	190	20
	計	445	100	308	100	197	100	950	100

② 対応状況

熊本県では、傾聴・助言が 208 件（97.2%）と最も多く、次いで情報提供が 4 件（1.9%）、他の相談機関紹介 2 件（0.9%）等となっている。

熊本市では、傾聴・助言が 760 件（80%）と最も多く、次いで情報提供が 137 件（14.4%）、他の相談機関紹介 21 件（2.2%）、来所案内 17 件（1.8%）等となっている。

(2) 行政への相談の特徴

熊本県・熊本市に対する相談についての平成 26 年度から平成 28 年度の特徴は次のとおりである。

ア 熊本県の相談は、熊本市内を含めた熊本県内からが 118 件（71.5%）、熊本市の相談は、熊本市内からが 335 件（49.5%）あり、居住自治体の相談窓口を利用した人が半数いた。

イ 相談時間帯では、9 時～17 時の時間帯が慈恵病院の同時間帯と比べて多く、県では 159 件（74.3%）、市では 556 件（58.5%）となっている。また熊本市の相談では、0 時～9 時の時間帯が 142 件（14.9%）と慈恵病院とほぼ同じ割合となってきた。

ウ 相談者の年齢別では、20 歳未満からの相談は県・市とも一定程度あった。また、県

では30歳代が43件(26.1%)、市では20歳代が232件(34.3%)あり、それぞれの割合は3機関の中で最も多かった。

エ 相談内容別では、慈恵病院と同じく、県・市ともに妊娠・避妊に関する相談が最も多い。市の出産・養育に関する相談は111件(11.7%)と、その割合は3機関の中で最も多く、市で養育支援を直接行っていることによるものと思われる。

オ 慈恵病院の相談数は急激な増加がみられているが、県・市の相談数は緩やかに減少傾向が続いている。



## 第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第4期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、県検証報告書（第1期）、第2期及び第3期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第4期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

### 1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

#### (1) 公的相談機関のあり方について

ここ数年で慈恵病院の相談件数が急増しており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかとということも明らかとなってきた。第4期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が見られた。この事例においては、相談者が市町村の対応を受け入れられず、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

◆事例A：婚姻中の母親が、夫との間の第6子を預け入れ。第5子妊娠の際、臨月に入ってから母子健康手帳交付申請のため市町村を訪れた際、市町村の対応にプライバシーへの配慮がなく、自分のことを他人の前で大きな声で話されて嫌な思いをしたことから市町村へは相談できないと考え預け入れに至った。

#### (2) 妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠/計画していない妊娠<sup>1</sup>、産後うつが疑われる場合等リスクの高い親、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

特に、第4期は、これまでで最も自宅出産等（孤立出産）の事例が多かったが、母親が自分で出産後の処置を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うもの

<sup>1</sup> 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」より引用）

であることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性の周知など、これをできるだけ減らす方が必要である。

また、平成 28 年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないとされたところであることから、医療機関等においては、相談者又はその子どもが要支援児童等と思われる場合には、必要な支援につなげるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行っていただく必要がある。

◆事例 B：婚姻中の母親が、夫以外の者との間の子を預け入れ。予期しない妊娠/計画していない妊娠をし中絶予約まで取ったが、相手側が費用を用意できず行方不明となり中絶できない状態となったため、自宅出産（孤立出産）し預け入れに至った。

◆事例 C：養育拒否により障がいがある子を預け入れ。その後の市町村の家庭訪問の際、子の所在が分からなかったため父親へ確認し、身元判明。

### （3）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

特に性教育について、既存の性教育では妊娠してしまった後の対応については取り扱わないこととされている。妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶について、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことが望ましい。

◆事例 D：互いに未成年の学生である母親と父親が、二人の間の子を預け入れ。経済的余裕がなく預け入れに至った。経済的余裕ができるまで、施設で預かってほしいとの意向有。

### （4）子どもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

## 2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていたが、第4期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期においては、自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えている。さらに、こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期において超低出生体重児等により治療を要する子どもの預け入れの割合が増加している。

この10年間の運用状況から、予期しない妊娠/計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、長距離移動を経て預け入れに至るという一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険を冒しても目標であるゆりかごへ向かっている心理が窺える。ゆりかご自体は安全が確認された場所として設置されたが、預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況であり、母子の生命の危険性を脅かすものとして存在している可能性もある。特に、第4期において、死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成27年1月、自宅出産（孤立出産）等の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し自宅出産（孤立出産）等の危険性について周知を図ったところである。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を「虐待」ととらえた上で、医療機関等の関係機関がこれを把握した場合には、自治体へ通告する必要がある。同様に、子どもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健診を受けない行為も、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい位の状況である。

◆事例E：未婚の母親が預け入れ。実父とは面識があまりなく、連絡が取れず名前なども不明。母一人で出産することになり、世間体等これ以上親に迷惑をかけられないという思いで自宅出産（孤立出産）。翌日、車で移動し預け入れに至った。

◆事例F：未婚で未成年の母親が預け入れ。実父は不明。墮胎を考えたが費用捻出できず自宅出産（孤立出産）。翌日、新幹線等鉄道で移動し預け入れに至った。

### 3 ゆりかごの運用面と対応における課題

#### (1) 慈恵病院での対応

本報告では、当専門部会でこれまで6ヶ月に1度（平成26年度までは3か月に1度）行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

#### ア 施設の運用、初期対応について

平成23年1月23日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れに至った事例が発生した。これに対しては、直ちに設備面での改善が図られているが、引き続き定められた手順によりの確な対応の徹底が求められる。

#### イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が8件（第1期2件、第2期4件、第4期2件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。その後の愛着形成や人格の発達上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

#### ウ 預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れに来た者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第1期で11件(21.6%)、第2期で4件(13.3%)、第3期で8件(40.0%)、第4期で8件(27.6%)の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。身元が判らないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れに来た者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討が必要である。

#### エ 防犯カメラの設置について **【新規項目】**

平成27年5月、慈恵病院は、平成26年10月に発生した新生児の死体遺棄事件を受け、事件性のある預け入れへの対応及び職員の安全対策を目的とし、「こうのとりのゆりかご」近くに防犯カメラを設置した。カメラの映像を確認するのは、事件性があると警察が判断し、警察から記録提出の要請があった場合で、かつ、病院内の「ゆりかご委員会」で記録提出の承認を得た場合のみとされ、通常の預け入れ事例には適用されず、子どもの出自を明らかにするものではないという限定的な運用となっている。

## (2) 特異な預け入れ事例等について

### ア 多くの危険な状況が見られた事例について 【新規項目】

ゆりかごの預け入れのシステムは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としていたが、第4期では、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったため、地面に置く事例があった。この事例では、河川敷に停めた車の横にタオルと新聞紙を敷き、その上で一人で出産後、子どもを車内に放置し時々様子を見に行っていた。その後新幹線等で移動し預け入れに至っているが、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったため、地面に置いた。預け入れ直後に、預け入れ者から病院代表電話に「赤ちゃんを育てられないのでゆりかごの外に置いてきました。」と連絡が入り、その後一方的に電話が切れたため、直ぐに職員が外に出て、預け入れ者を探したが発見できなかった。その後、警察から母親が判明したとの連絡があり、子どもは管轄の児童相談所へ移管された。この事例では、戸外での出産であるという危険、長距離移動による預け入れという危険、扉の外である地面に置かれていたという危険と、重層的に危険な状況が見られた。また、この事例を通じ、預け入れられた子どものみではなく、何らかの課題を抱えた母親自身について、要支援者として児童相談所や市町村との関わりをどのように作り出し対応策を検討していくのかという問題点が浮き彫りとなった。

### イ 障がいのある子どもの預け入れ事例について

第1期から第4期の10年間に預け入れられた全130件の事例中、障がいのある子どもが預け入れられた14件の事例があり継続的な預け入れが見られる。子どもに障がいがあることが預け入れの理由かどうかは明らかとはなっていないが、障がいの受け入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言い難い状況であり、ゆりかごの課題である。

また、第1期、第2期に預け入れられた子どもについて、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がい確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組みとして、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則

としている。また、第 23 条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この 10 年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、子どもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引き取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのある子どもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのある子どもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽い障がいまでであった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行う医療機関での両親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で親と子どもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要する子どもは、預け入れにより健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。預けられた子どもの身元を特定し様々な情報をつなぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れに来た者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられた子どもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

### (3) 児童相談所及び関係機関の対応

#### ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れに来た者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第 4 期は、第 3 期に比べ身元判明の割合が上がっているものの、第 1 期、第 2 期に比べ、預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

#### イ 就籍手続きについて

第 1 期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第 2 期、第 3 期、第 4 期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、

未だ就籍できていない事例がある。子どもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続きを進める必要がある。

#### (4) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方ではゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めていく。

### 4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

◆：は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

#### (1) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には「匿名性」について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助につながりにくい事例もある。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

◆：保護者は、ゆりかごを利用するに当たり、身分を明かす必要がないと誤解していたため、その後の関係機関からの支援について保護者が拒否的であった。

◆：保護者は、児の存在を一部の家族に秘匿しており、予期しない妊娠/計画していない妊娠でもあったため、児に関わる諸手続きに協力的でなく対応に苦慮した。

◆：保護者の理由で、児の就籍を拒否しているため、数年に渡り無戸籍。現在も児童相談所や関係機関からの連絡に応じないため、弁護士と相談し対応している。

#### (2) 子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくる懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既

に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護が進められているが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホームにおける社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

### (3) 家庭引き取りにおける措置解除の判断について

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため家庭引き取りによる措置解除については、家庭での養育が可能かどうか極めて慎重な判断が必要である。

- ◆：母親の意思、親族の理解が示され、協力を得ることができることを確認。引取りに向け、面会・外出・外泊を繰り返し行い本児も家族に慣れることができた。
- ◆：祖父母が母子を全面的に支援するため、家庭へ引き取りたいと希望。経済面、環境面とも家族で協力し合う体制を整えられ、安定した養育が可能な状態であると判断。
- ◆：保護者による児が持つ特性の受容が難しく、一旦は家庭に引き取られたが、その後施設へ再措置となった。

### (4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について

#### ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書（第1期）においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

- ◆：児童と里親とができるだけ関係性を構築できるように複数回里親宅への外泊をするなど段階的に進め、養子縁組の相手となるパートナーについても、決して単独に限定せず、常に他のパートナー候補を念頭におきながらも慎重に進めている。
- ◆：将来的に特別養子縁組を前提とした里親委託を行いたいが、長期的に保護者と連絡が取れない状況があり、どのように里親委託等進めていけばよいか難しい。

#### イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある



・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくいなど、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件、第4期では14件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

児童相談所における養子縁組に関する相談・支援についてこれまで明記がなかったが、平成28年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が児童相談所において確実にされるよう、児童相談所の業務として法律上明確化されたことから、今後更に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

#### ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

#### エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年10月1日現在、社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業として届出を行っている養子縁組あっせん事業者は、慈恵病院の仲介業者を含め、全国で23事業者ある。なお、この中には、生みの親が育てられない子どもと、子育てを望む人を結ぶ特別養子縁組をあっせんするグループ「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」の参加医療施設5施設も含まれている。また、ここ数年でインターネットを介した赤ちゃんの養子縁組を行う団体も出てきている。

このような中、平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。これまで民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出であったが、この法律により許可制度を導入し、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。今後、公布日から2年以内に施行される予定であることから、国が示す予定の指針等の動向を注視されたい。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進のあり方検討<sup>2</sup>の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

## 5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所との繋がりは消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親

<sup>2</sup> 「特別養子縁組制度の利用促進のあり方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会）より引用

会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

- ◆：特別養子縁組に繋がると、児童相談所のケースとして終結するため、その後の状況把握、養親支援等を行っていない。
- ◆：措置解除後もある程度継続的に支援してきたが、今後関係機関との情報交換をいつまで継続すべきか悩む。

## 6 出自が不明であることの課題について

### (1) 子どもについて

#### ア 子どもの出自を知る権利について

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」においても、子どもの出自を知る権利は、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

加えて、ドイツの内密出産制度に関しても、内密出産制度導入後、ベビー・クラブ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）が減少したことも本法律のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねずゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

- ◆：生い立ちの整理やエピソードをたどる物証などが少ない。

#### イ 子どもの成長等について

① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

・ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

・ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、子どもの安全確保に関して困難となることが予想される。

- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

## (2) 父母について

子どもの身元が判明していない場合、ゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える実父母に対する様々な支援や援助を繋ぐことができないということになる。預け入れを行った実父母自身も、ゆりかごへの預け入れについて精神的禍根を残し、または子の成長に悩み、それらに対する支援や治療を要するようになる可能性がある。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える者が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

## (3) 行政の手続きについて

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

## 7 国外からの預け入れにおける課題 【新規項目】

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

## 8 ゆりかごが誤解されている側面 【新規項目】

### (1) 「匿名性」について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れに来た者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも病院に対し、預け入れに来た者との接触に努めていただくようお願いしているところである。しかしながら、預け入れ者の中には、この「匿名」について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れに来た事例もあり、これまでの運用で誤解されている点である。

### (2) 預け入れ後の子どもの居場所について

(1)にあるとおり、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れた子どもは、その後もずっと病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。病院は一時的に保護するところであること、それから、どうしても育

てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになることについて、よりわかりやすい周知を検討する必要がある。

### (3) 養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き手続きを進める必要があることから時間がかからざるを得ない。それは、子どものためだけではなく、実態として親がいないという状況下で然るべき時間を過ごすことになる。

また、特別養子縁組について慈恵病院に相談したとしても、病院が直接特別養子縁組をあっせんするのではなく、別のあっせん事業者が行うということも誤解されている点である。

## 第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第4期の全130事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

### I 個別評価

#### 1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

##### (1) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が判らない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。

この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれの子に相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れに来た者と接触できる可能性があるにも関わらず子どもの出自が不明となる事例が増加傾向にあることである。

今後、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、それがどのような結果になろうとも、その子の求めに応じることができるよう、ゆりかごに関わる関係者は、子どもの出自を知る権利を守るために、でき得限りの努力を行っていかなければならない。

身元が判らないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されていることへの代償とはならない。実親が不明であり、出自に悩む子どもをゆりかごが生みだす事態は早急に改善されなければならない。

また、昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、その家族及び親族の生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めているが、ゆりかごへ預け入れられた子どもは、出自が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができず、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

10年のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るといふ子どもの権利の保障を目指していかなければならない。

なお、預け入れに来た者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることは矛盾

しないと考えるべきである。預け入れに来た者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

## (2) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

自宅出産等（孤立出産）や生後間もない子どもの遠距離の預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も新たに発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第1期及び第2期の検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかしながら、第3期及び第4期においても預け入れまでの過程で生後間もない子どもを遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い連れてくる行為や、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）の事例が依然として続くとともに、低体重等の理由により預け入れ後の治療を要する事例も増加傾向にある。特に第4期は自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えており、その危険性は更に増している。このように子どものみならず母親の生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が複数あったことを、また、結果的にゆりかごの存在が危険な自宅出産等（孤立出産）を招いている可能性があり、しかも、遠くからの預け入れにより途中の危険性が増しているという悪循環が起きていることを考慮すれば、単にゆりかごの「設備上」の安全性が確保されていることをもって、安全性が確保されていると評価することは難しい。

今後は、専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を「虐待」ととらえた上で、医療機関等の関係機関がこれを把握した場合には、自治体へ通告する必要がある。

また、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要する子どもは、預け入れにより健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報が無い場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、子どもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでおり、容認できるものではない。

ゆりかごは、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営されてきた。そしてこの間、死体遺棄という事案はあったが、保護責任者遺棄罪が適用されたものはなかった。

しかしながら、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、症状等に関する情報がない障がいや治療を要する子どもの預け入れ、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例等、ゆりかごが開設されて10年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることを考慮すると、この間の利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

### （3）「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止む無くゆりかごに預け入れるといった切羽詰った預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、自分のみの幸せを優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

第3期においては、「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価は十分に行うことができなかったが、第4期においては、ゆりかごは匿名で預け入れることができるという理由で利用した事例があった。

なお、第4期までに預け入れられた子どものうち、預け入れられた時点で障がいが確認された事例は、14件である。生まれてきた子どもに障がいがあるということは、その親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、親の一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性が考えられる。

### （4）ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。

今回の検証においても、預け入れに来た者との接触により面談に繋がった事例はあるが、面談に繋がったものの匿名を盾に身元について明かさなかった事例があった。

特に身元が判らない場合は、本来親が出産や育児について受けるべきケアを受けないまま子どもを預けているが、親との接触がないため本来援助が受けられる親も援助を受けられなくなっており援助から遮断されてしまっている。同時に親子再統合の機会が一切失われてしまっている。

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、その後の親の援助に繋ぐためにも子どもの養育環境を整える上でも実名化は必要であり、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れに来た者の秘密を守るといった手法を取り入れる必要がある。この点において、ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも導入されることが一つの解決策

となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきである。

## 2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引き取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

身元が判明した事例では、乳児院等施設で養育されているものが 24.0%、里親のもとで養育されているものが 16.3%、家庭に引取られたものが 22.1%程度となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が 31.7%である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院等施設で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策が図られるよう努力されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は年々増加傾向が続いている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、予期しない妊娠/計画していない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、子どもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。



### 3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」からその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れに来た者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

慈恵病院の相談件数の推移を見ると、平成 19 年度 501 件、平成 20 年度 472 件と三桁台で推移していたが、平成 24 年度は 1,000 件に達し、平成 26 年度以降、毎年 1,000 件以上増加し続けており、地域別内訳を見ると、そのほとんどが熊本県外からの相談であり、全国的に利用されている状況がある。

なかでも、平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送され、ゆりかごの存在が改めて周知された。この放送を機に慈恵病院への妊娠に関する相談件数が大幅に増加し、ゆりかごへの預け入れ件数が増える懸念もあったが、結果として、以降預け入れ件数が増えることなく、相談件数の増加のみに繋がっている。

また、平成 26 年度以降、相談件数が急増している背景として、SOS 妊娠相談のネット検索順位を上位にするよう専門機関に相談した結果、検索順位が 1 位となり、相談件数が急増した。

これらの件数からは、予期しない妊娠/計画していない妊娠などさまざまな事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示している。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

#### <相談件数の推移>

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	1,198
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	4,432
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	21,279
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	26,909

## Ⅱ 10年の運用から見えた総括的評価 【新規項目】

ゆりかごが直接的に子どもの生命を救ったかどうかについては検証できない。一方で、ゆりかごが開設されて10年経った現在もなお様々な課題を抱えた仕組みとなっている。

ゆりかごは、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、直接的に子どもの生命が救われたかどうかについては当専門部会では検証できない。

一方で、前述のとおり、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、その症状等に関する情報がない障がいや治療を要する子どもの預け入れ、出自不明の子どもが存在することと今後の成長への懸念、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例等、ゆりかごが開設されて10年経った現在もなおこうした様々な課題を抱えた仕組みとなっている。

10年の節目を迎えた今、ゆりかごの仕組みは今のままでいいのか考えていかなければならない。子どもの最善の利益を第一に考え、ゆりかご預け入れに伴う重層的な危険を取り除きながら、ゆりかご自体のあり方に対し適切な対処が必要である。

## 第6章 今後の対応策 —各機関への要望—

依然として全国から子どもの預け入れが続いている現状からは、単に「こうのとりのゆりかご」が抱える課題だけでなく、子どもの養護に関するさまざまな問題も見えてくる。これらの課題に対する取り組みとして、以下のとおり各機関への要望をまとめた。

### 1 慈恵病院に対する要望

- ・ ゆりかごの運営と一体となっている相談業務についてさらに充実していただきたい。
- ・ 病院は、預け入れに来た者と積極的な接触は行わないと公言しているが、当専門部会の要望を真摯に受け止め、匿名にしたいという預け入れに来た者の気持ちに寄り添いつつ積極的な接触に努め、可能な限り相談に繋ぎ、子どもの権利を守るため身元判明に繋がるためのあらゆる努力を行っていただきたい。
- ・ 母子の安全確保のため、自宅出産等（孤立出産）の危険性や出産直後の長距離での移動の危険性の周知にさらに努めていただきたい。
- ・ 預け入れに来た者または相談者の悩み、事情を聞き取り、当人はもとより、同様の悩みを抱える者に対する行政への支援へ活かせるようにしてほしい。
- ・ ゆりかごの運用に当たり熊本市とも十分に連携を取られたい。
- ・ 慈恵病院が受けた相談者への対応について、相談者の居住地の行政の窓口や医療機関と連携を取り、フィードバックを行い相談者への支援へ繋げてほしい。

### 2 熊本市に対する要望

- ・ 身元不明の子どもの出自を知る権利を保障するため、身元判明のために引き続き調査を徹底していただきたい。
- ・ 慈恵病院に対し、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れに来た者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。
- ・ 他の児童相談所に移管された子どもを含め、預けられた子どもの現在の状況の把握に十分努められたい。
- ・ 里親委託をさらに推進するとともに、子どもの養育を担っている里親についても、子どもの成長とともにさまざまな課題が出てくることから、そのような里親の支援を十分に行っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている親や虐待と捉えてもよい位の状況にある親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。
- ・ 特に、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行うことや、予期しない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口の整備について、国に対し継続的に要望していただきたい。

### 3 国に対する要望

- ・ 支援を要する母子の把握や遺棄された子どもの身元判明に繋げるため、各医療機関で出生した子どもについて市町村へ出生届が完了しているかどうかを確認できるような全国的なシステムの導入について検討いただきたい。
- ・ 事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることから、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れが10年来続いている現状に鑑みて、わが国でも内密出産制度を早急に検討していただきたい。
- ・ 障がいのある子の預け入れがあることを踏まえ、障がいのある子の子育てに対する援助の拡充を図っていただきたい。
- ・ 国外からの預け入れには国際問題を伴い、一自治体では解決できない課題や問題を抱えることになると予想されることから、国外事例への対応において更なる協力をいただきたい。

### 4 全国の行政・関係機関に対する要望

- ・ ゆりかごへの預け入れ前に公的機関が関わっている事例が見られることから、機関相互の連携を図り、相談にあたって十分な受け入れ体制をもって臨んでいただきたい。
- ・ 相談窓口や支援の各種行政サービスについての情報を知らないが故に、ゆりかごへの預け入れに至った事例があると思われるので、周知・広報に努めていただきたい。
- ・ ゆりかごへ預け入れた子どもの調査にあたっては、関係する児童相談所においても積極的に協力いただきたい。
- ・ 子どもの養育にあたり、ゆりかごに預けられた経緯を十分に踏まえ、保護者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考えて対応していただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている親や虐待と捉えてもよい位の状況にある親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 産科及び関係医療機関においては、妊娠中における障がいや治療を要する子どもの告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。

### 5 マスメディア関係者に対する要望

- ・ 社会に対して安易なゆりかごへの預け入れに対する警鐘を広く鳴らすとともに、ゆりかごの呼称「赤ちゃんポスト」の表現は子どもを物のように扱う印象を与える懸念があることから、呼称への配慮を求めたい。
- ・ 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をお願いしたい。
- ・ 取材に当たっては、場合によっては後の子どもの育ちに影響を与えかねないということ

を念頭に置きつつ、くれぐれも個人のプライバシーの保持に万全を期した上での対応をお願いしたい。

- ・ゆりかごの報道では、ゆりかご預け入れ後、幸せな状況にある例の報道がなされることがあるが、一方では出自の悩みを長期に抱えたり、人格形成に影響をこうむる児童がいることや、施設で養育され家庭生活を奪われた子どもが存在することにも目を向けていただきたい。児に及ぼす長期的影響という視点からの報道を望みたい。

## 6 地域社会の人々に対する要望

- ・子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。



## おわりに

当専門部会では、6か月に1度（平成26年度までは3か月に1度）に行われる短期的検証において、預け入れがなされた事例一つ一つについて、設置許可時の留意事項が遵守されているかを重点に検証してきた。この短期的検証における事例の検証内容を基本として、さらに預け入れ後の状況等、より広い視点からの検討を行い、中期的観点からの様々な議論を経て報告書のとりまとめに至ったものである。

ゆりかごの設置から10年以上が経過し、病院や公的機関等において一定の改善が図られた課題もあれば、身元が不明な子どもの出自を知る権利等、依然として解決が図られていない課題や専門科の立ち会いのない自宅出産等（孤立出産）、ゆりかごの外に子どもが置かれた事例や死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例が発生しており、単にゆりかご自体の安全性のみをもってゆりかごの評価を行うのは難しい状況にきている。

とくに出自を知る権利については、児童福祉法の観点からの法的位置付けが曖昧なままであり、これが根本的な課題である。児童福祉法の第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達ならびにその自立が図られることその他の福祉を著しく保障される権利を有する」とあるが、ゆりかごの仕組みは今のままでいいのか考えていかなければならない。

当初預け入れられた子どもは青少年期に達している。身元が判明していないゆりかごに預け入れられた子どもにとっては、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになる。人格形成への影響その他の不利益を被ることも看過できない。また、里親や特別養子縁組が成立した子どもの養育者にとっても、将来にわたる大きな不安がある。そうした関係者の心中を察すると、慈恵病院や児童相談所等の関係者に対しては、改めて身元判明に向けた努力を求めるとともに、継続して子どもやその養育者へ支援の手を差し伸べていただくことを強く要望したい。

なお、今回の検証を行うにあたり、それぞれの児童相談所に移管された子どもの現況や支援の状況等の調査において、全国の児童相談所にご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げるものである。

最後になるが、当専門部会では、この検証を通じてこれまで積み重ねてきた議論や課題の整理及び預け入れられた子どものその後の状況については、たとえゆりかごがなくなったとしても、ゆりかごに預け入れられた子どもがいる限り今後も継続する必要があると考えていることを申し添えて、この報告書を結ぶこととする。

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏 名	役 職	分 野
部会長 山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座特任教授	小児科
上村 宏洵	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
服部 陵子	はっとり心療クリニック 院長	児童精神科

こうのとりのゆりかご専門部会審議経過

開催年月日	事 項	内 容
平成 26 年 7 月 22 日	第 39 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 26 年 4 月～6 月)</li> <li>・ 第 3 期検証報告書（案）に関する審議</li> </ul>
平成 26 年 8 月 29 日	第 40 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 期検証報告書（案）に関する審議</li> </ul>
平成 26 年 10 月 28 日	第 41 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 26 年 7 月～9 月)</li> <li>・ 論点項目に関する議論</li> </ul>
平成 27 年 1 月 20 日	第 42 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 26 年 10 月～12 月)</li> <li>・ 論点項目に関する議論</li> </ul>
平成 27 年 4 月 28 日	第 43 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 27 年 1 月～3 月)</li> </ul>



開催年月日	事 項	内 容
平成 27 年 10 月 27 日	第 44 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 27 年 4 月～9 月)</li> <li>・ 病院相談事業 NPO 法人化に関する意見交換</li> </ul>
平成 28 年 7 月 5 日	第 45 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)</li> </ul>
平成 28 年 10 月 25 日	第 46 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月)</li> <li>・ 第 4 期検証に関する審議</li> </ul>
平成 29 年 1 月 27 日	第 47 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 期検証に関する審議</li> </ul>
平成 29 年 4 月 25 日	第 48 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月)</li> <li>・ 第 4 期検証報告書（骨子案）に関する審議</li> </ul>
平成 29 年 7 月 11 日	第 49 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 期検証報告書（素案）に関する審議</li> </ul>
平成 29 年 8 月 23 日	第 50 回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 期検証報告書（案）に関する審議</li> </ul>

